

令和4年度～令和8年度
(2022年度～2026年度)

真岡市

地域福祉計画・地域福祉活動計画 (第3期)

思いやりと 安心に満ちた
支え合いのまち もおか



令和4年3月

真岡市・真岡市社会福祉協議会

「真岡市地域福祉計画(第3期)」策定にあたって

本市では、「思いやりと安心に満ちた みんな元気なまちづくり」を基本理念に、平成24年3月に、「真岡市地域福祉計画(第1期)」を策定し、その後、平成29年3月に改訂して、市民一人一人が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、地域福祉の推進を図ってまいりました。

しかしながら、少子高齢化や核家族化の急速な進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、人と人のつながりの希薄化や扶助機能の低下など、地域における支え合いの基盤が弱体化傾向にあります。

また、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮世帯など、分野を超えての様々な問題が複雑化・複合化しており、対応が困難なケースも増加傾向にあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により、新しい生活様式に対応した地域福祉のあり方や、自然災害が多発する中での災害対応など、地域のつながりの強化や支え合いの仕組みづくりについても重要性が増しております。

このような社会情勢の中、現在の計画期間が終了するにあたり、健康・福祉分野の上位計画として「真岡市地域福祉計画(第3期)」を策定いたしました。

本計画では、基本理念を「思いやりと安心に満ちた 支え合いのまち もおか」とし、福祉分野及びそれに関連する各計画等と一体的な連携を図るとともに、“地域共生社会の実現”と“地域福祉の推進”に取り組んでまいります。

今後も、誰もが住み慣れた地域において、生きがいを持ち、お互いの存在を認め合い、思いやりの心で支え合うことで、その人らしい生活を安心して送ることができるような社会の実現に努めてまいりますので、市民、地域並びに関係団体の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、市民アンケート調査等でご協力いただいた皆様や、貴重なご意見をいただいた真岡市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめとする各種団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月



真岡市長 石坂 真一

「真岡市地域福祉活動計画(第3期)」策定にあたって

今日、私たちが暮らす地域では、少子高齢化、高齢者のみの世帯の増加、ひきこもり等の社会的孤立、生活困窮や権利擁護への不安など、様々な福祉課題が生まれ深刻化しています。

また、毎年のように起こる災害、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行は、社会的に弱い立場にある人の困難を一層拡大し、同時にこれまで福祉とは無縁と思われた層の生活を脅かすことになりました。

さらに、地域活動や福祉事業にも影響があり、人と人との交流を主体とした多くの取組は、休止を余儀なくされました。一方で、これらの体験は、何気ない交流や地域活動での出会いなど、日常的に行われていた人と人のつながりの大切さを改めて実感する機会になったように思います。

このような状況の中で、住民、教育・福祉関係者の協力により、真岡市地域福祉活動計画(第3期)を策定しました。本計画は、行政計画である真岡市地域福祉計画と一体的に策定し、「思いやりと安心に満ちた 支え合いのまち もおか」を基本理念とし、「共に助け合い、支え合うまち」、「充実した福祉サービスのあるまち」、「安全で安心して暮らし続けられるまち」の3つを基本目標としています。

本計画の推進は、国全体が目指している「地域共生社会」の実現につながるものであるため、住民の皆様や教育・福祉関係者、社会福祉協議会、行政がそれぞれ期待される役割を担い、協力し合いながら進めていきたいと思っています。

最後に、この計画策定にあたり実施したアンケート調査にご協力いただきました皆様をはじめ、貴重なご提案をいただきました真岡市地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様に心からお礼申し上げます。



令和4年3月

社会福祉法人 真岡市社会福祉協議会 会長 磯野 里子

目 次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	2
1 地域福祉計画・地域福祉活動計画が目指すもの.....	2
2 計画策定の背景と趣旨.....	6
3 計画の位置付け	9
4 計画の期間.....	10
5 圏域の考え方.....	11
第2章 真岡市の地域福祉を取り巻く現状と課題	12
1 統計データからみる真岡市の現状.....	12
2 市民アンケート調査からみる地域福祉の現状	18
3 関係団体等の現状	29
4 第2期計画の取組評価.....	33
5 計画策定に向けた現状と課題のまとめ.....	47
第3章 目指すべき地域福祉の姿.....	50
1 基本理念	50
2 基本目標	51
3 計画の体系.....	52

第2部 地域福祉計画

基本目標1 共に助け合い、支え合うまち.....	54
基本目標2 充実した福祉サービスのあるまち	59
基本目標3 安全で安心して暮らし続けられるまち	68

第3部 地域福祉活動計画

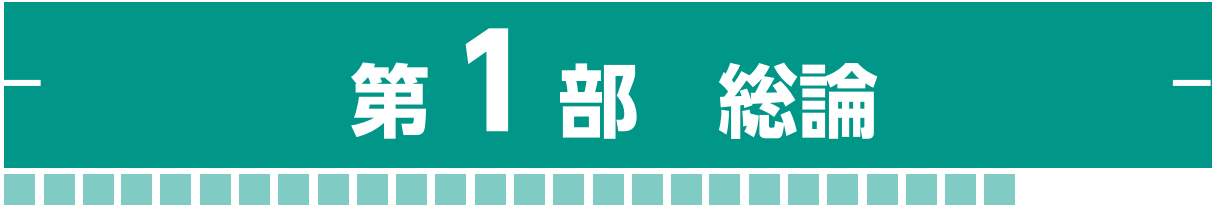
基本目標1 共に助け合い、支え合うまち	78
基本目標2 充実した福祉サービスのあるまち	83
基本目標3 安全で安心して暮らし続けられるまち	90

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進及び連携体制	96
第2章 計画の周知	97
第3章 計画の点検・評価機関の組織化と進行管理	97

資料編

1 持続可能な開発目標（SDGs）	100
2 策定の経緯	102
3 各種委員会設置要綱等	103



第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画が目指すもの

本市のまちづくりの指針となる「真岡市総合計画2020-2024(以下「総合計画」という。)」では、将来都市像を「JUMP UP もおか～だれもが“わくわく”するまち～」とし、若い世代を含めたすべての人が「真岡に住みたい、働きたい、子育てしたい」と希望を持ち、楽しさが実感できる都市の実現を目指しています。また、保健・医療・福祉分野のまちづくりの政策として、“「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～」を掲げ、各分野の連携の充実強化や市民が共に支え合う地域づくり、だれもが将来に希望を持って暮らすことができる思いやりと安心に満ちたまちづくりを推進しています。

本計画では、本市の最上位計画である「総合計画」の考え方を基盤としながら、“地域共生社会の実現”と“地域福祉の推進”を目指すものとします。

【総合計画の施策の体系】

将来都市像

JUMP UP もおか～だれもが“わくわく”するまち～

まちづくりの7つの政策



(1) 地域共生社会の実現と地域福祉の推進

地域福祉計画は、これまでの地域福祉や地域福祉計画に関わる取組等をもとにしながら、**地域共生社会を実現**するための計画として策定する必要があり、地域共生社会の実現に向けて、より具体的かつ包括的に**地域福祉を推進**していくことが重要とされています。

また、「地域福祉の推進」という共通の目的を持つ地域福祉活動計画においても一体的に策定することから、同様の視点を持って策定します。

①地域共生社会の実現

地域共生社会とは

すべての人々が、「支える側」「支えられる側」という一方向の関係ではなく、誰もが支え・支えられるものであるという考え方のもと、それぞれ役割を持ち、地域の資源や人の多様性を活かしながら、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

つまり、これまでの高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野ごとの「縦割り」による支援ではなく、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源がつながり支え合う社会を作っていくことが、地域共生社会において重要となります。

【地域共生社会のイメージ】



※資料：厚生労働省資料をもとに作成

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合うことで、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。また、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきており、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、市民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、「地域共生社会」の実現が重要となります。

②地域福祉の推進

地域福祉とは

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民、自治会、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等が、支え合いの取組について協力し、お互いの不足を補い合いながら、地域全体で福祉を推進していくことが『地域福祉』となります。

人と人、人と資源がつながり支え合う地域共生社会の実現を目指すうえでは、地域全体で助け合い、支え合う様々な活動を地域で展開し、地域福祉の推進を図ることが不可欠となります。

地域福祉を推進するためには、市民、自治会、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。

そのため、

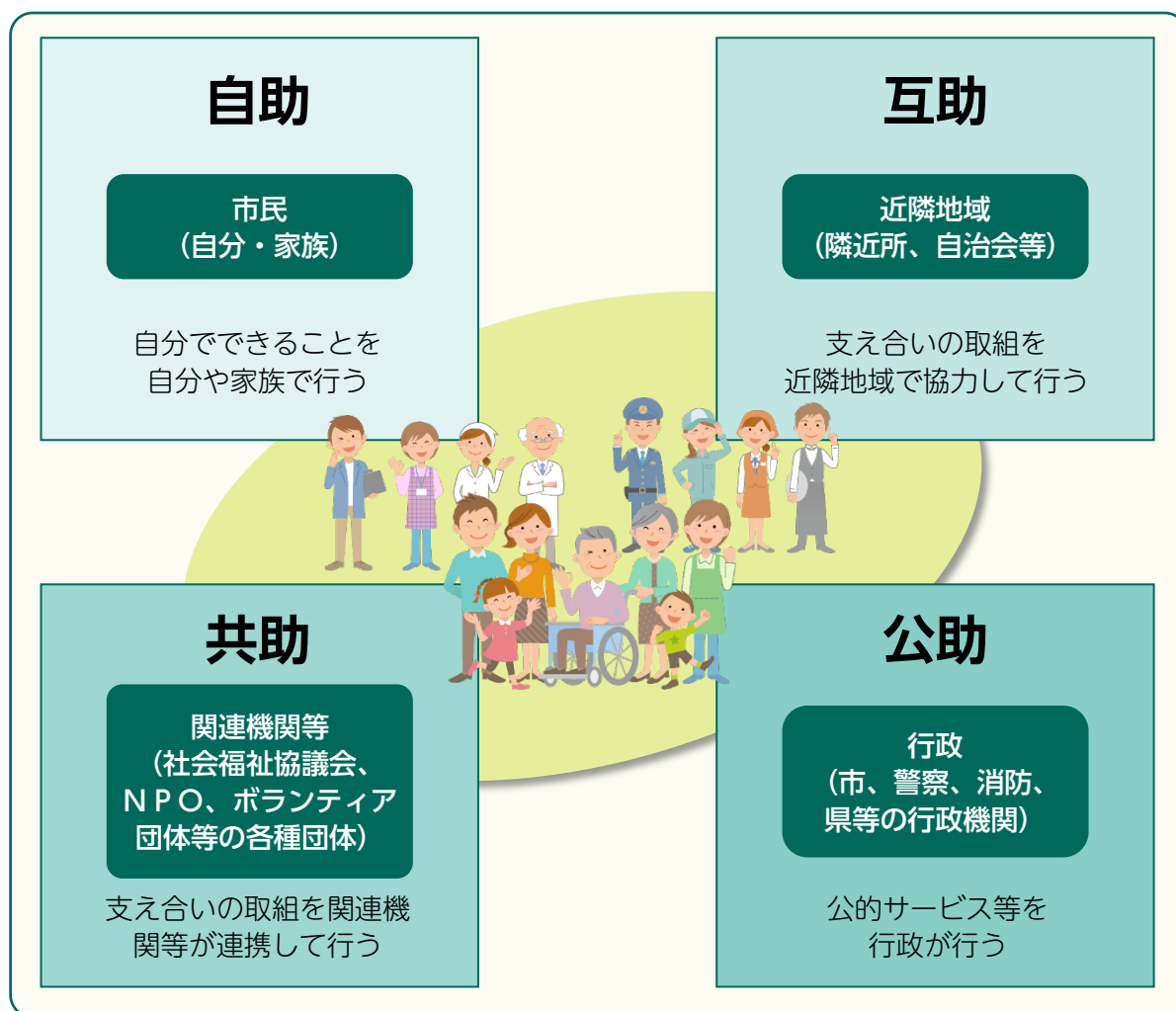
- ①自分や家族でできることは自分で行うという「自助」
- ②隣近所や自治会等、近隣地域の中で協力し合うという「互助」
- ③支え合いの取組を関連機関等が連携して行うという「共助」
- ④行政が公的サービス等を行うという「公助」

の4つを組み合わせた視点が重要となります。

※社会福祉協議会とは・・・

社会福祉協議会は、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法に基づき、全国、都道府県、市町村を単位に設置されてきた、民間の福祉団体です。平成 12 年 6 月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、市町村社会福祉協議会においては、地域住民と共に住み良い「福祉のまちづくり」を進めていくことを目的として、同法第 109 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされています。

【自助、互助、共助、公助のイメージ】



自助、互助、共助、公助のそれぞれの強みを活かしながら、互いに協力・連携して取り組み、地域福祉の推進を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。

※なお、平成20年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として開催された地域包括ケア研究会による「地域包括ケアシステム研究会報告書」では、「互助」を自治会等の住民組織やボランティア団体等による活動、「共助」を社会保障等の制度化された相互扶助としています。

2 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

①社会情勢

少子高齢化や核家族化の急速な進行、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会構造の変化により、地域の人と人のつながりの希薄化が進むとともに、家庭や地域における扶助機能が低下するなど、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。

高齢者世帯の増加や地域福祉の担い手の減少、経済的困窮、社会的孤立といった新たな社会問題が生じている一方で、高齢者や障がい者、子育て家庭をはじめとする地域のニーズが複雑化・複合化しており、公的な福祉サービスだけでは対応が極めて難しい状況となっていることから、地域における住民相互の助け合いや支え合いがますます重要な課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態は、人との接触を極力控えることになり、感染予防と経済活動の両立といったこれまでにない困難な状況に陥りました。地域福祉活動においても、今までのような集いふれあう支援の実施は縮小せざるを得ず、経済的困窮や差別、社会的孤立などの従来の問題を加速度的に進行させています。今後は、人との関わり方や地域福祉活動の方法について、感染対策に十分配慮した行動が求められます。

このように、生活課題や社会的問題の増加が予測される中、加えて多発する自然災害の発生等も踏まえ、関係機関や団体の協力・連携のもと、災害発生時を見据えた日常的な地域のつながりの強化や支え合いの仕組みづくりにおいても考えていく必要があります。

②国・県の動向

国では、こうした社会情勢の変化に対応するため、平成30年4月1日に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」において、社会福祉法を一部改正し、厚生労働省告示「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の中で、市町村地域福祉計画策定についてのガイドラインが示されました。ガイドラインでは、今後の市町村地域福祉計画を、健康・福祉部門の「上位計画」として位置付けるとともに、健康・福祉部門の各種個別計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療部門と、労働、教育、住まい及び地域再生に関する部門との連携を確保して策定する必要があるとしています。

また、令和3年4月1日に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」における社会福祉法の改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するための新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が新たに創設され、その財政支援等についても規定されました。

栃木県においては、社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、令和3年度に「栃木県地域福祉支援計画（第4期）（令和3年度～令和8年度）」を策定し、「地域共生社会」の実現を目指して、“安心して暮らせる地域づくり”“地域を担うひとづくり”“地域福祉の基盤づくり”の3つの施策を掲げ、地域福祉の推進に取り組んでいます。

（2）計画策定の趣旨

本市では、平成29年3月に「真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期）」を策定し、「思いやりと安心に満ちた みんな元気なまちづくり」を基本理念として、市民一人一人が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、地域福祉の推進を図ってきましたが、計画期間が令和4年3月に満了を迎えるにあたり、引き続き、地域福祉の推進を進めるとともに、人と人、人と社会がつながり支え合う地域共生社会の実現を目指すため、社会福祉法等の改正趣旨や新たな課題を鑑み、「真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期）」を策定することとしました。

改正社会福祉法を踏まえ計画に盛り込むべき事項

社会福祉法第107条1では、「市町村は、地域福祉の推進に関する事項として以下の5つの事項を一体的に定める計画として“市町村地域福祉計画”を策定するよう努める」とされています。

なお、計画に盛り込むべき事項について、既に策定している他の計画に記載されている場合は、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとされています。

区分	盛り込むべき事項
新規項目	①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
従来通り	②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
従来通り	③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
従来通り	④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
新規項目	⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

【新規項目について】

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

平成30年4月の改正社会福祉法により、地域福祉計画が健康・福祉部門における上位計画として改めて位置付けられたことを踏まえ、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むこととし、福祉の分野別計画や関連計画の包括化を図ります。

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

平成30年4月の改正社会福祉法では、「地域福祉推進の理念」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定されました。この理念の実現のために市町村が「包括的な支援体制の整備」に努める旨が規定されました。

本市においても、複雑化・複合化するニーズに対応するため、包括的な支援体制の整備を推進するとともに、令和3年4月の改正社会福祉法により新たに創設された「重層的支援体制整備事業」の実施検討を進めます。

※重層的支援体制整備事業とは・・・

地域住民の複合的な課題を包括的に受け止め、その課題解決を目指すアプローチと、見守りや相談支援等を通し本人と支援者が継続的につながることを目指すアプローチ（伴走支援）を組み合わせ、支援していきます。適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において、「属性を問わない相談支援」、社会とのつながりを作るための「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行います。また、これら3つの支援をより一層効果的・円滑に実施するために、関係者の連携の円滑化を進める「多機関協働による支援」や支援が届いていない人に支援を届ける「アウトリーチ等を通じた継続的支援」も含め一体的に実施します。

3 計画の位置付け

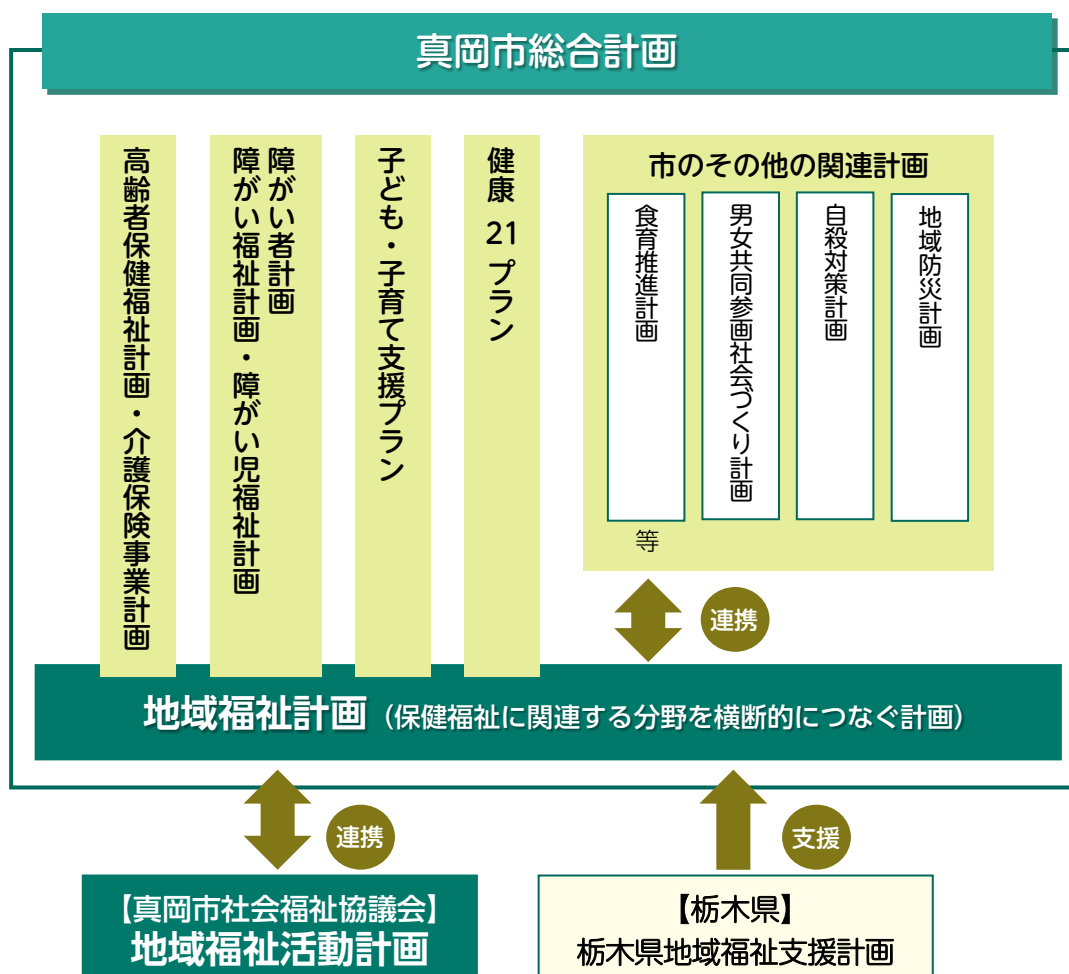
地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。なお、平成30年4月の社会福祉法の改正にて、健康・福祉部門の上位計画として位置付けられました。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が主体となって、地域の社会福祉関係者及び保健・医療・教育等の関係機関、福祉サービス事業者等、住民が相互に協力し、地域福祉の推進を目的として策定する実践的な活動計画です。

本市では、この2つの計画が地域福祉の推進に資するという共通の目的を持つことから、基本理念や基本目標を共有しながら互いに連携し計画を推進するため、一体的に策定します。

なお、本計画は、本市の最上位計画でまちづくりの指針となる「総合計画」を基盤としながら、福祉に関連する高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進等の各個別計画を横断的につなぎ、整合性や連携を図りながら、地域福祉の充実を図ります。

【本計画の位置付け】



4 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とします。

国や栃木県、本市の総合計画や関連計画の動向、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

【各計画の期間】

主な計画名	令和 4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
総合計画 【計画の構成】 基本構想・基本計画・実施計画	基本構想（R2～R11）				
	前期基本計画（R2～R6）			後期基本計画（R7～R11）	
	実施計画	ローリング方式：2か年度を期間とし、毎年度見直し			
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3期計画（R4～R8）				
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期（R3～R5）				
障がい者計画	第3期（R3～R8）				
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第6期、第2期（R3～R5）				
子ども・子育て支援プラン （次世代育成支援対策行動計画） （子ども・子育て支援事業計画） （子どもの貧困対策推進計画）	第4期、第2期、第1期（R2～R6）				
健康21プラン	第2期（H29～R5）				
食育推進計画	第3期（H29～R5）				
男女共同参画社会づくり 計画	第4次（R4～R8）				
自殺対策計画	第1期（R1～R5）				
地域防災計画 （令和4年3月改訂）					

5 圏域の考え方

本計画においては、第2期計画の考え方を継続させ、大・中・小の3層に分けた福祉圏域を設定します。これは市全体の大きな圏域から、隣近所といった小さな圏域まで、それぞれの圏域に応じた推進体制を整備することで、市民がより身近で住み慣れた地域での活動を行い、効果的な地域福祉活動を展開することができるという考え方です。

【圏域の考え方】



大圏域（市全体のエリア）

主体：行政、社会福祉協議会、サービス提供事業者 等

中圏域（市内を真岡、山前、大内、中村、二宮の5つの圏域に分けたエリア）

主体：地区区長会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会 等

なお、真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）においても、日常生活圏域として5つの圏域としています。

小圏域（自治会等）

主体：住民、隣近所 等（最も身近な単位）

第2章 真岡市の地域福祉を取り巻く現状と課題

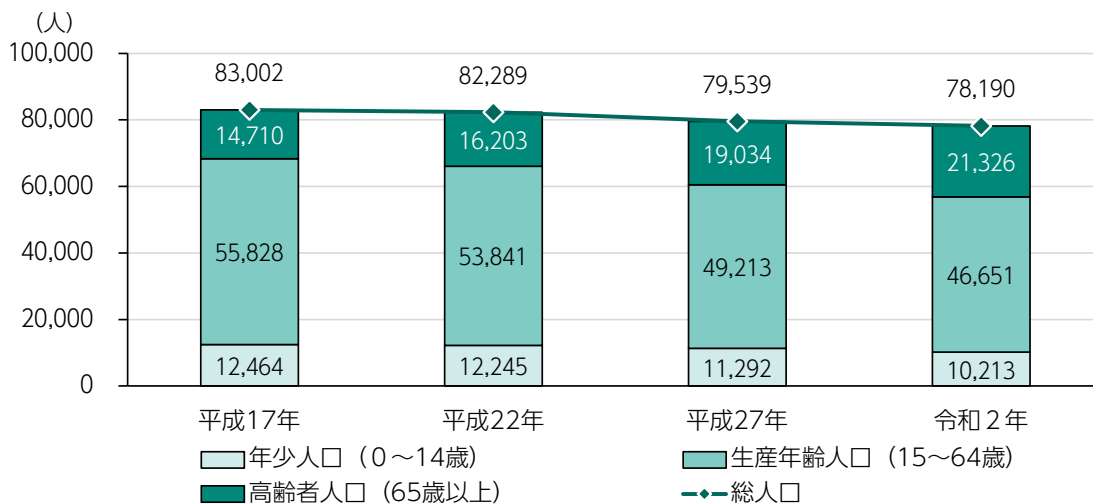
1 統計データからみる真岡市の現状

(1) 人口等の状況について

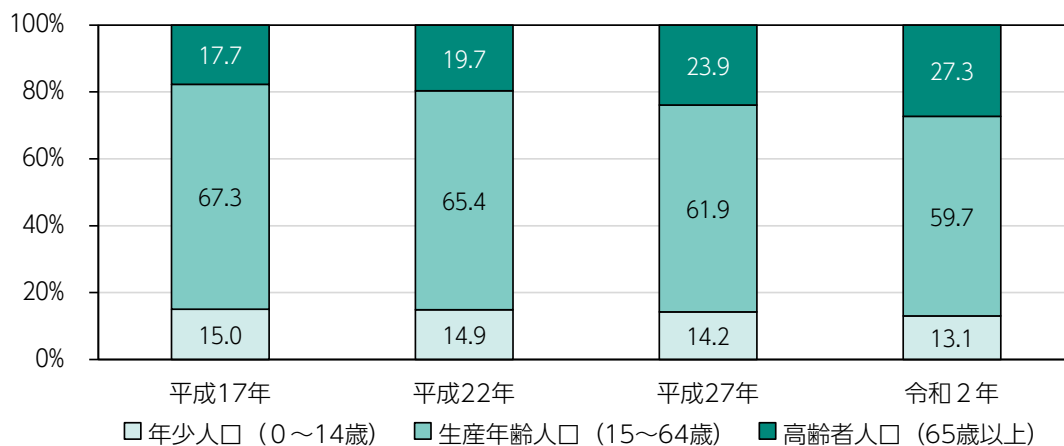
①総人口と年齢3区分別人口の推移

国勢調査による本市の総人口は、減少傾向がみられ、令和2年には78,190人となっています。年齢3区分別人口をみると、高齢者人口（65歳以上）の増加とともに、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少がみられ、本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。

【総人口と年齢3区分別人口】



【年齢3区分別人口構成比】



資料：国勢調査

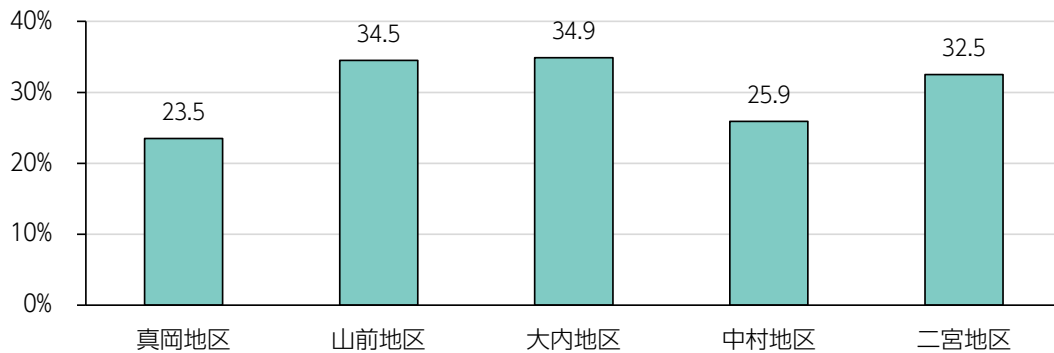
②地区別人口と高齢化率

令和3年の地区別高齢化率をみると、大内地区（34.9%）、山前地区（34.5%）、二宮地区（32.5%）と3地区の数値が高くなっています。

【地区別人口及び高齢化率】

地区名	真岡地区	山前地区	大内地区	中村地区	二宮地区
人口（人）	37,772	7,782	6,336	13,108	14,699
高齢者人口（人）	8,876	2,685	2,210	3,398	4,779
高齢化率（%）	23.5	34.5	34.9	25.9	32.5

【地区別高齢化率】

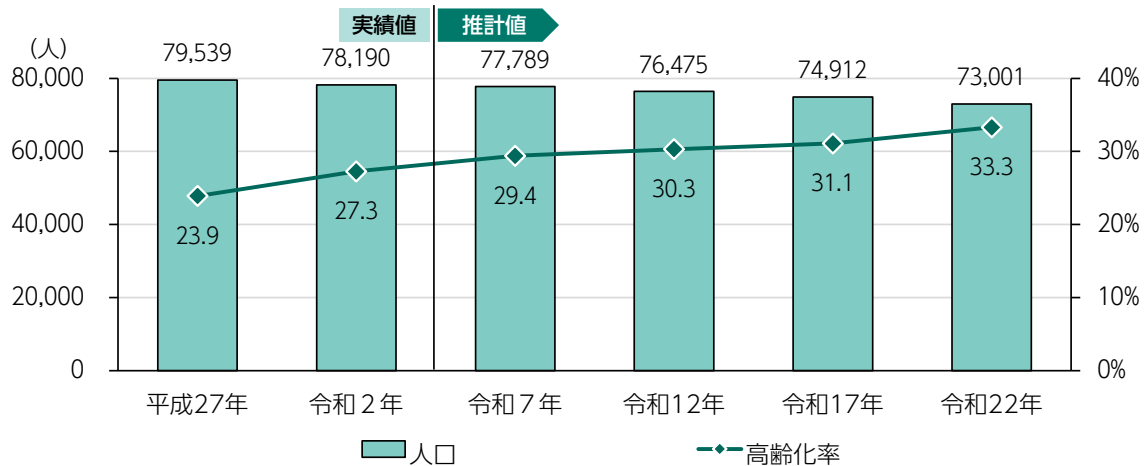


資料：住民基本台帳（令和3年10月1日時点）

③今後の人口及び高齢化率の推計

本市の人口ビジョンによると、今後も人口は減少し、高齢化率が高まることが予測されており、令和22（2040）年においては、人口が73,001人に減少し、高齢化率は33.3%と、3人に1人が高齢者という人口構成になることが予測されています。

【人口及び高齢化率の実績値と推計値】



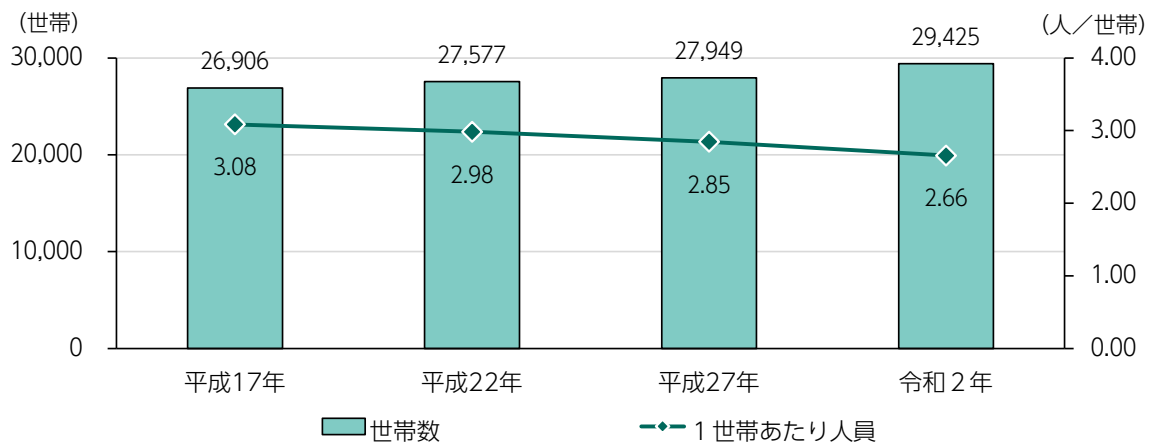
資料：国勢調査及び真岡市人口ビジョン

(2) 世帯の状況について

国勢調査による本市の世帯数は、増加傾向がみられ、令和2年で29,425世帯と、平成17年の26,906世帯に対し、2,519世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、年々減少し、令和2年で2.66人となっています。

【世帯数と1世帯あたり人員】



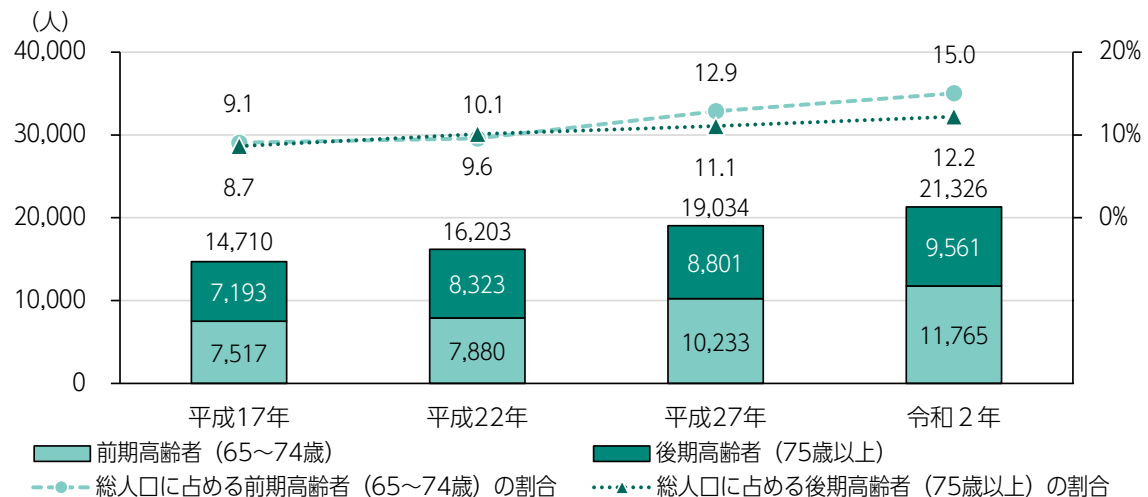
資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況について

①前期高齢者と後期高齢者の推移

国勢調査による本市の高齢者人口をみると、前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）は共に増加しており、総人口に占める割合も増加傾向にあります。令和2年では、前期高齢者（65～74歳）が11,765人（総人口に占める割合が15.0%）、後期高齢者（75歳以上）が9,561人（同12.2%）となっています。

【前期高齢者と後期高齢者の推移】



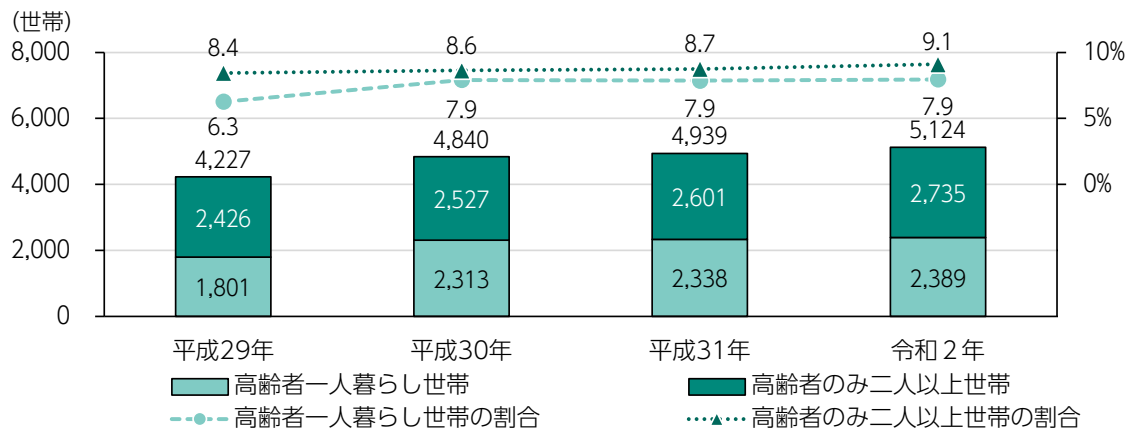
資料：国勢調査

②高齢者のみの世帯数の推移

高齢者のみの世帯数をみると、高齢者一人暮らし世帯と高齢者のみ二人以上世帯は共に増加しており、令和2年では、高齢者一人暮らし世帯が2,389世帯、高齢者のみ二人以上世帯が2,735世帯で、高齢者のみの総世帯数は5,124世帯となっています。

特に、高齢者一人暮らし世帯における平成29年から平成30年にかけての増加が顕著で、512世帯の増加となっており、総世帯数に占める割合も1.6ポイント増加しています。

【高齢者のみの世帯数及び総世帯数に占める割合の推移】



資料：高齢者実態調査

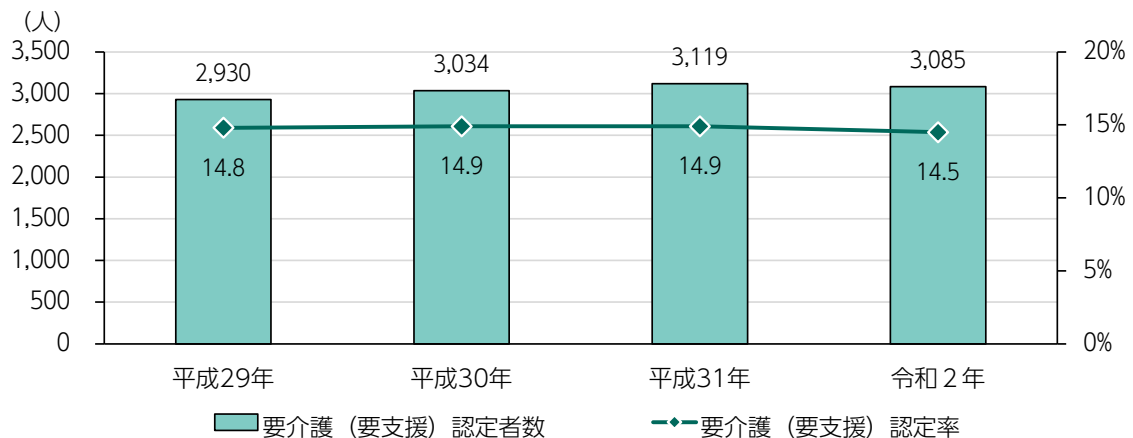
※世帯の割合は推計人口による総世帯数に占める割合

③要介護（要支援）認定者数・認定率の推移

要介護（要支援）認定者数をみると、平成29年から平成31年にかけては微増傾向となっていますが、その後、令和2年にかけては減少しており、令和2年では3,085人となっています。

要介護（要支援）認定率は、おおむね横ばいとなっていますが、平成31年から令和2年にかけては減少しており、令和2年では14.5%となっています。

【要介護（要支援）認定者数・認定率の推移】

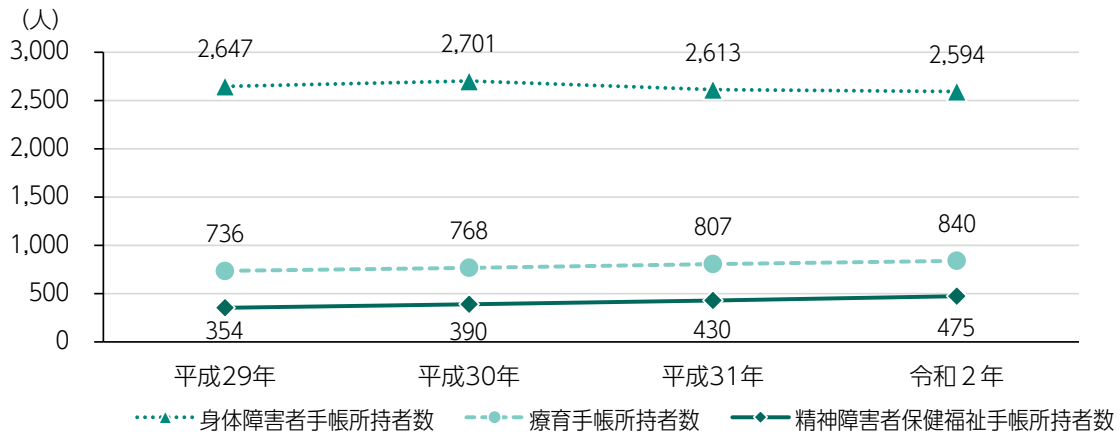


資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

(4) 障がい者福祉関係の状況

障害者手帳種類別の所持者数をみると、令和2年では、身体障害者手帳所持者が2,594人、療育手帳所持者が840人、精神障害者保健福祉手帳所持者が475人となっており、平成29年から令和2年にかけて、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、共に増加しています。

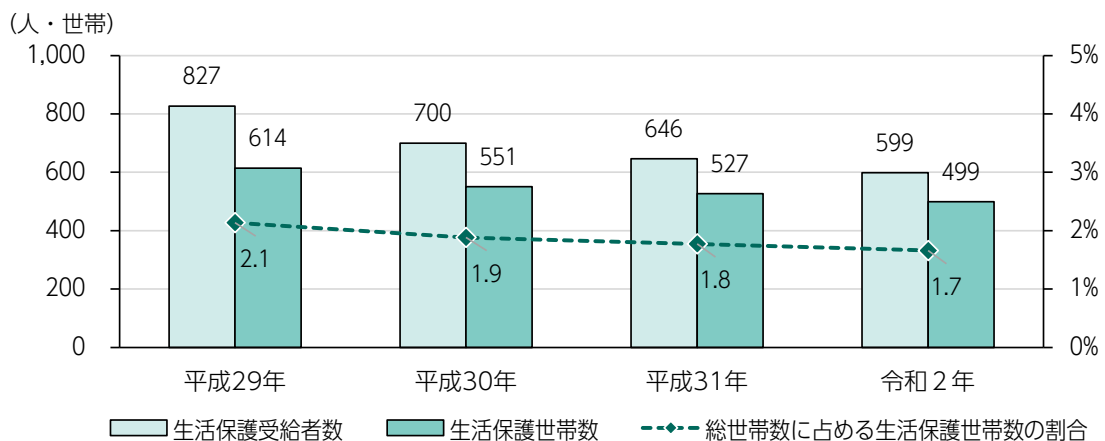
【障害者手帳種類別所持者数の推移】



(5) 生活保護の状況について

生活保護の状況をみると、令和2年では、生活保護受給者数が599人、生活保護世帯数は499世帯となっており、平成29年から令和2年にかけては、いずれも減少しています。

【生活保護受給者数・世帯数及び総世帯数に占める生活保護世帯数の割合の推移】



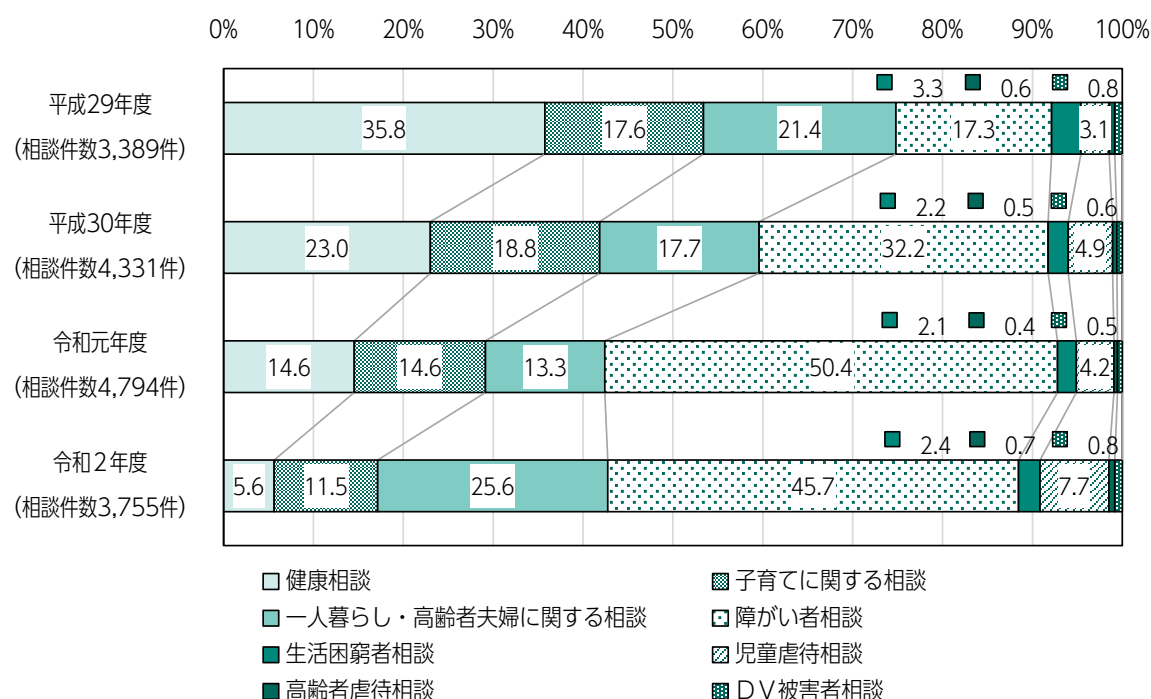
※世帯の割合は推計人口による総世帯数に占める割合

(6) 相談支援の状況について

相談支援の状況について、各年度の相談支援の合計件数に占める各種相談件数の割合をみると、健康相談の減少傾向が顕著なのに対し、障がい者相談は平成29年度から令和元年度までの増加幅が大きく、令和2年度でも45.7%となっています。

また、相談支援の合計件数をみると、平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向となっており、2年間で1,405件の増加となっています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、相談件数が減少していますが、その中で令和元年度から令和2年度にかけて相談件数の割合が増加している主な項目として、一人暮らし・高齢者夫婦に関する相談と児童虐待相談が挙げられます。

【各種相談状況（各年度の相談支援の合計件数に占める各種相談件数の割合）】



資料：各事業の担当課



2 市民アンケート調査からみる地域福祉の現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、地域福祉に関する市民の意識や意向等を把握する「市民アンケート調査」を実施しました。

調査地域	真岡市全域
調査対象者	18歳以上の市内在住の人（無作為抽出）
調査期間	令和2年11月5日～12月4日
調査方法	郵送による発送、回収
回収結果	配布数：3,000件 有効回収数：1,454件 回収率：48.5%

調査結果の一部について、前回調査との比較を行っていますが、前回調査とは第2期計画策定時の平成28年度に行った市民アンケート調査のことです。

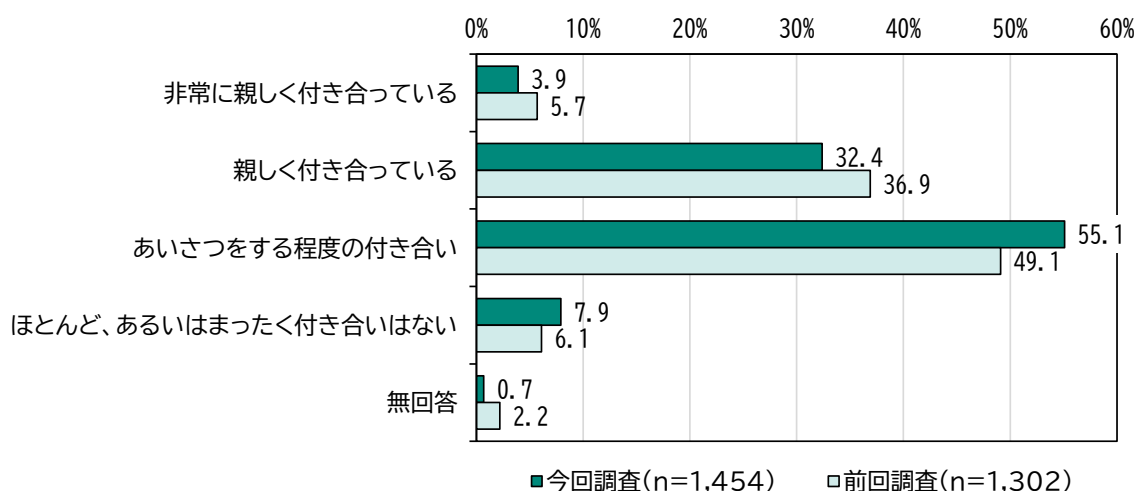
【参考】 前回調査：配布数：3,000件 有効回収数：1,302件 回収率：43.4%
※調査対象者の抽出方法や調査方法等は、今回調査と同条件で実施している

(2) 調査結果のポイント

①地域のつながりについて

■近所付き合いの希薄化

近所の人との付き合いについては、「あいさつをする程度の付き合い」が5割以上と最も高くなっています。前回調査と比較すると、「非常に親しく付き合っている」、「親しく付き合っている」がそれぞれ低くなっているのに対し、「あいさつをする程度の付き合い」が6.0ポイント高くなっており、近所付き合いの希薄化が進んでいることがうかがえます。



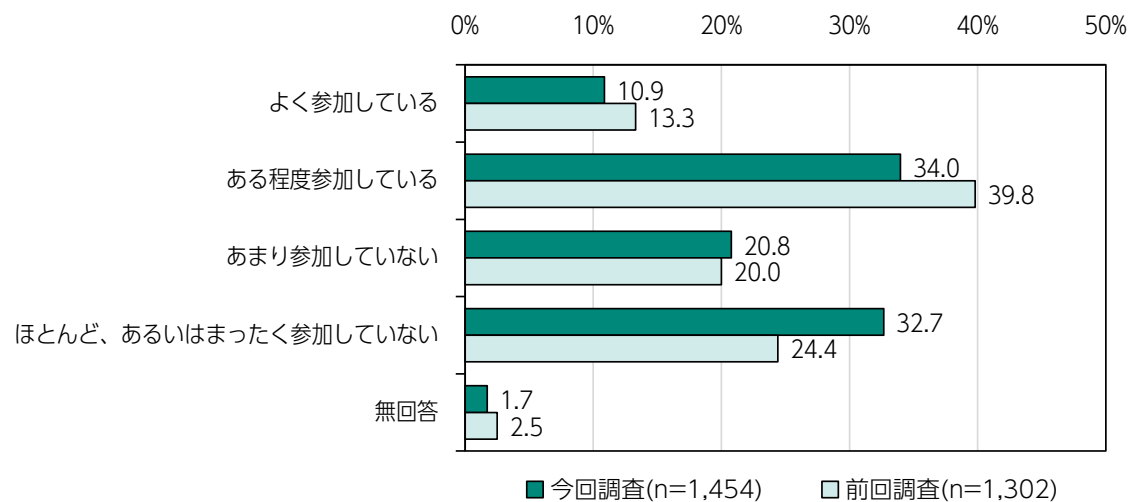
近所の人との付き合いについて年齢別でみると、若い人ほど「あいさつをする程度の付き合い」、「ほとんど、あるいはまったく付き合いはない」の割合が高い傾向があります。

【「あいさつをする程度の付き合い」、「ほとんど、あるいはまったく付き合いはない」の合計値（年齢別）】

	18・19歳 n=21	20歳台 n=102	30歳台 n=169	40歳台 n=233	50歳台 n=216	60～64歳 n=135	65～69歳 n=187	70歳以上 n=388
回答率 (%)	95.2	85.3	85.2	74.3	67.1	63.0	50.3	43.0

■区・町会等の活動への参加頻度の低下

区・町会等の活動への参加頻度については、「ある程度参加している」が3割以上で最も高くなっている一方で、「ほとんど、あるいはまったく参加していない」も3割を超える結果となっています。前回調査と比較すると、「ある程度参加している」が5.8ポイント低くなっているのに対し、「ほとんど、あるいはまったく参加していない」が8.3ポイント高くなっており、参加頻度が下がっていることがうかがえます。



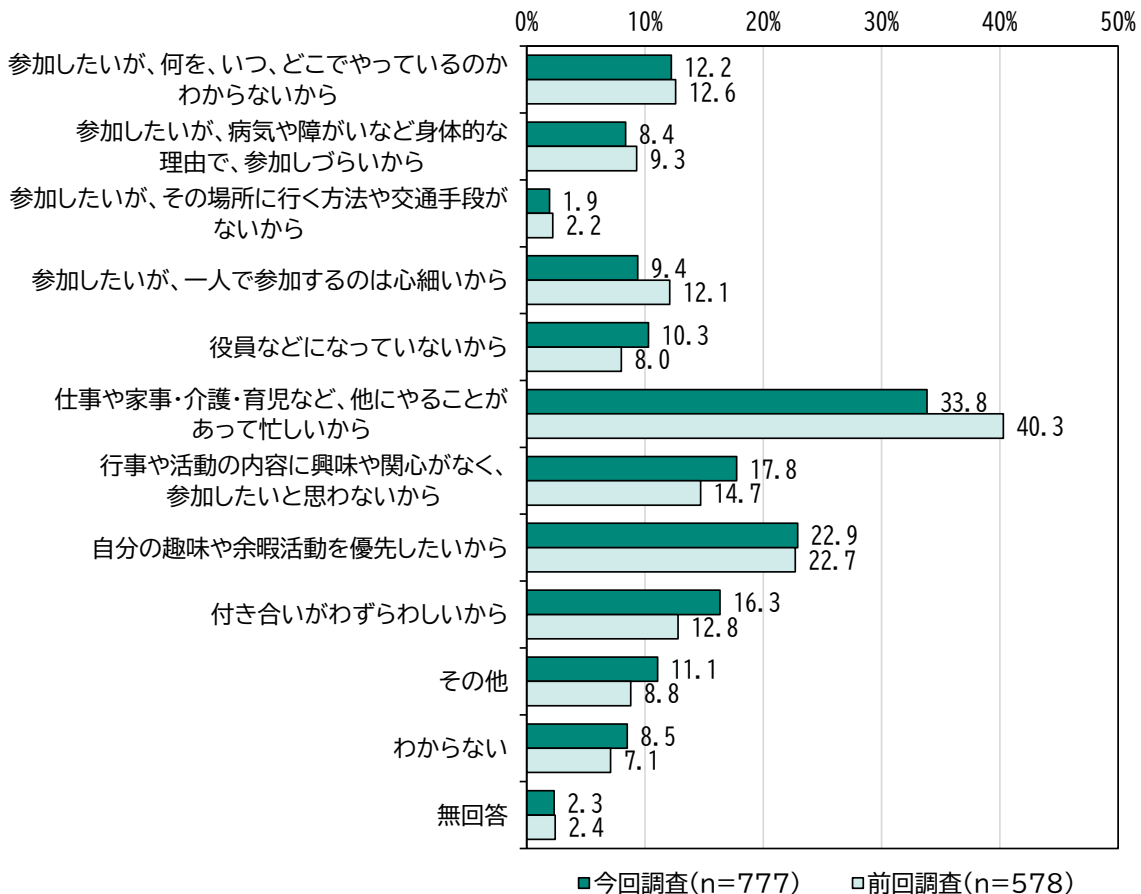
区・町会等の活動への参加状況を近所付き合いの状況別にみると、『近所付き合いがある人（「非常に親しく付き合っている」＋「親しく付き合っている」）』ほど区・町会等の活動へ参加しており、『近所付き合いが少ない人（「あいさつをする程度の付き合い」＋「ほとんど、あるいはまったく付き合いはない」）』ほど区・町会等の活動へ参加していない状況がうかがえます。

【区・町会等の活動への参加頻度（近所付き合いの状況別）】

(単位：%)		よく参加している	ある程度参加している	あまり参加していない	ほとんど、あるいはまったく参加していない	無回答
全体 (n=1,454)		10.9	34.0	20.8	32.7	1.7
近所付き合いの状況別	非常に親しく付き合っている (n=57)	42.1	36.8	10.5	8.8	1.8
	親しく付き合っている (n=471)	19.3	50.5	17.4	11.5	1.3
	あいさつをする程度の付き合い (n=801)	5.2	28.3	25.6	39.6	1.2
	ほとんど、あるいはまったく付き合いはない (n=115)	0.9	5.2	7.0	86.1	0.9

■区・町会等の活動への参加意欲の低下

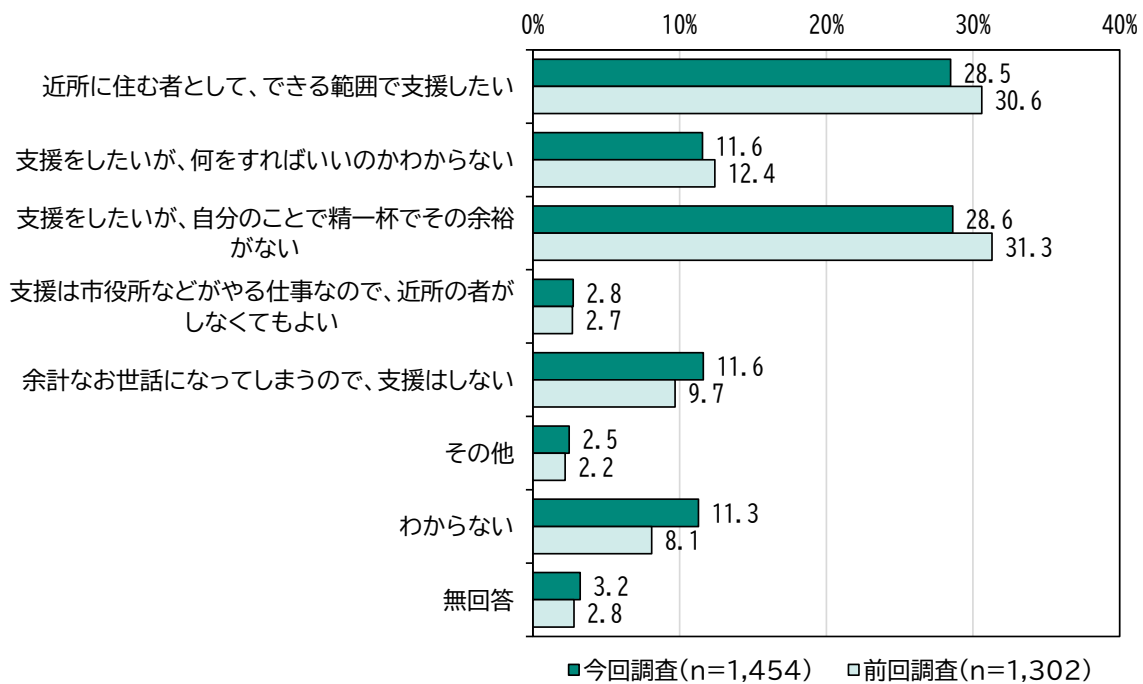
区・町会等の活動に参加していない理由をみると、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから」が3割以上で最も高くなっていますが、前回調査と比較すると、6.5ポイント低くなっています。前回調査から割合が高くなっている主な項目をみると、「行事や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わないから」が3.1ポイント、「付き合いがわずらわしいから」が3.5ポイント高くなっており、興味・関心の低下や付き合いの希薄化が進んでいることがうかがえます。



②地域における支援について

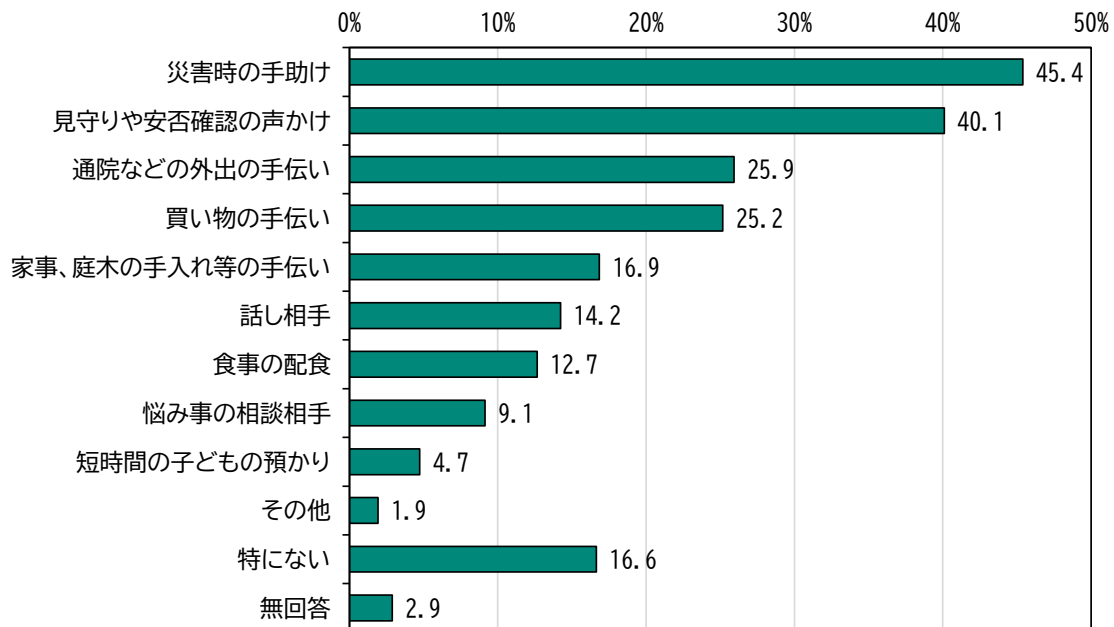
■隣近所への支援の意識について

隣近所の人への支援に関する考えについては、『支援をしたいと考えている人（「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」＋「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」＋「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」）』の割合は68.7%となっており、前回調査と比較すると、5.6ポイント減少しています。



■地域において希望する援助について

日常生活が不自由になった時、希望する援助については、「災害時の手助け」が45.4%で最も高くなっています。また、「見守りや安否確認の声かけ」が約4割、「通院などの外出の手伝い」、「買い物の手伝い」が2割以上と、災害のような非常時や緊急時の援助のみならず、日常生活における援助を希望する割合も高くなっています。



■今回調査(n=1,454)

第3期計画策定時における新規設問

設問設定の意図

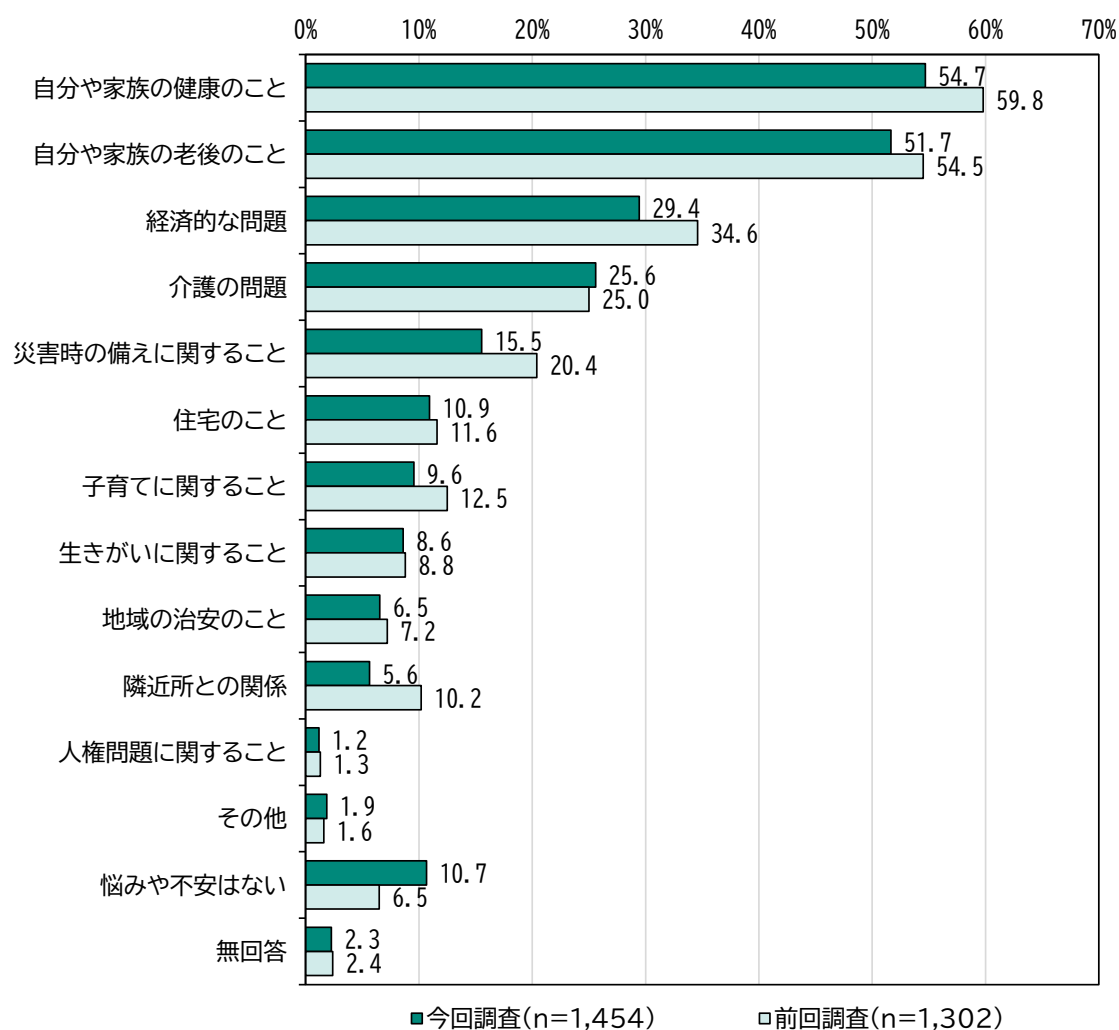
日常生活が不自由になった時に希望する援助をうかがうことで、ニーズの高い支援を把握し、支援体制の整備や地域住民による助け合いの仕組みづくりを検討します。

③相談について

■悩みや不安といった課題の多様化・複合化

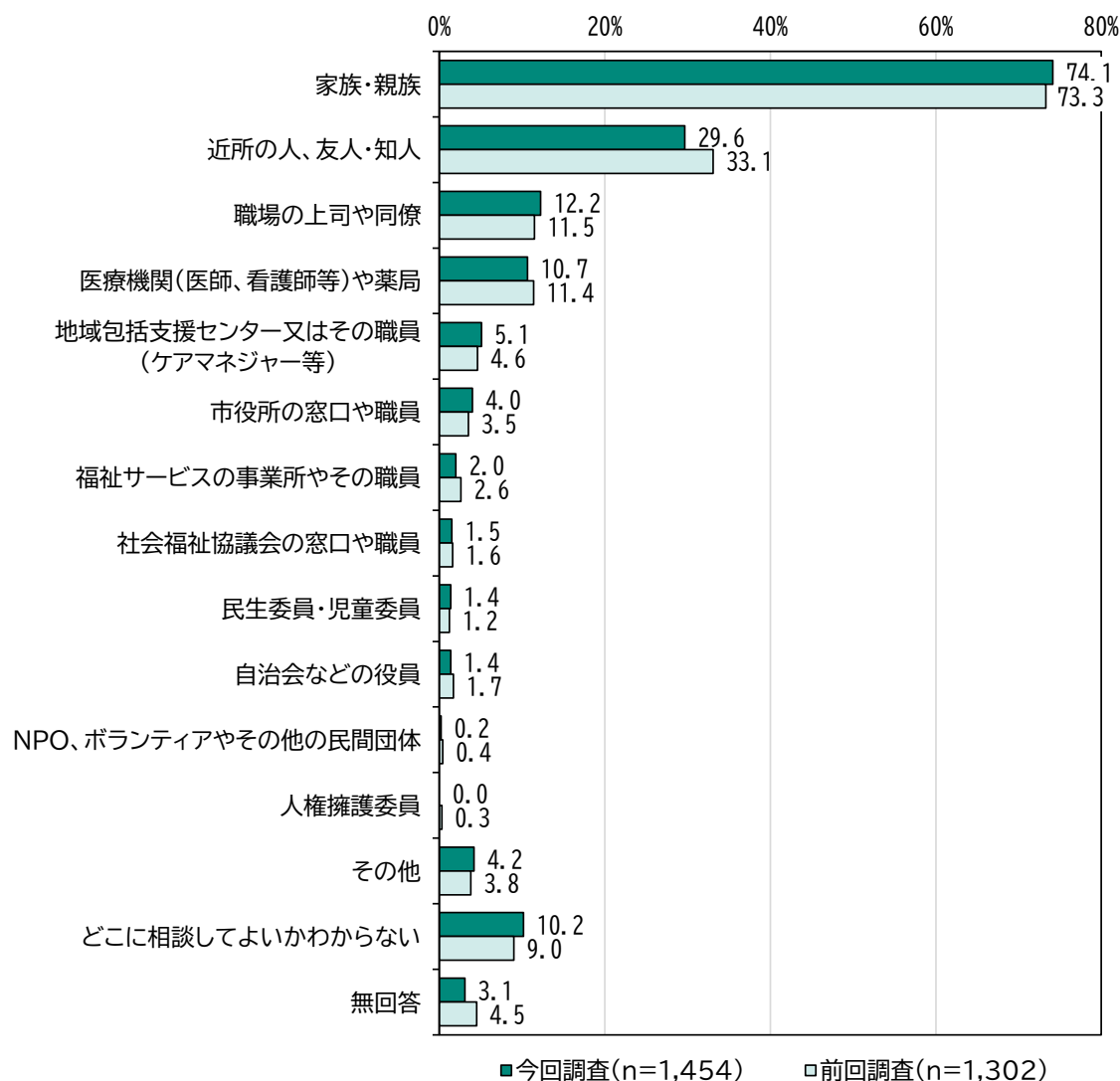
日々の生活における主な悩みや不安については、「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」が5割以上、「経済的な問題」、「介護の問題」が2割以上となっているほか、「災害時の備えに関すること」が上位項目として挙げられており、様々な悩みや不安を抱えていることがうかがえます。

また、回答者のうち、主な悩みや不安について、2項目以上選択している人の割合は6割以上となっており、複数の分野にまたがる悩みや不安を抱えている割合が高いことがうかがえます。



■相談につながらないことによる問題の深刻化や孤立化

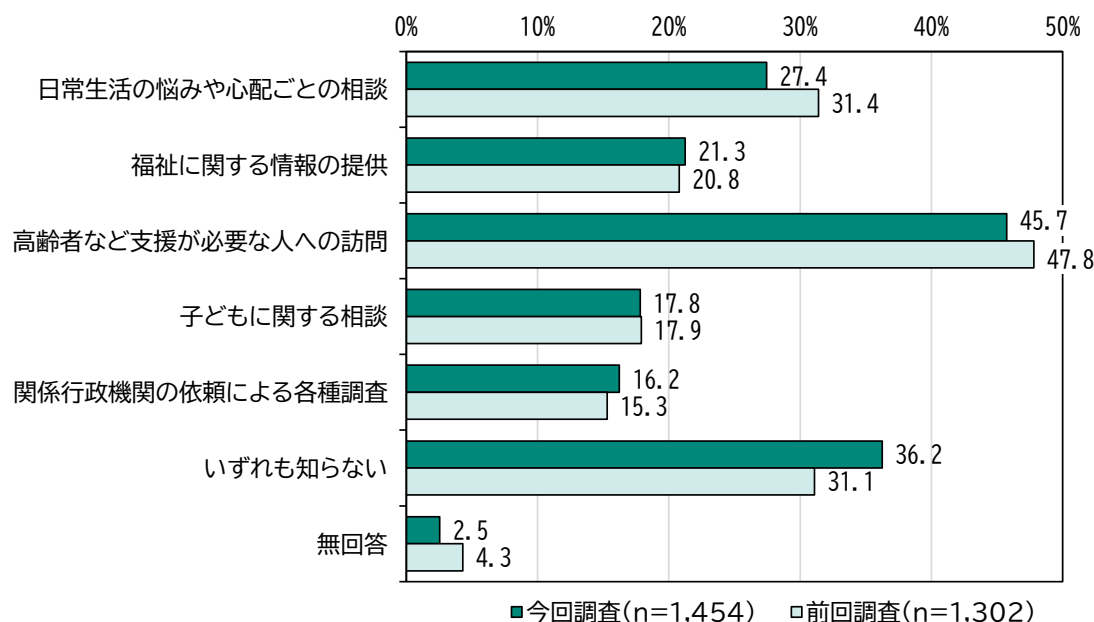
悩みや不安に関する相談先については、「家族・親族」、「近所の人、友人・知人」の割合が高くなっている一方で、「どこに相談してよいかわからない」が約1割となっており、必要な相談に結び付いていない人が一定数いることがうかがえます。



④ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会について

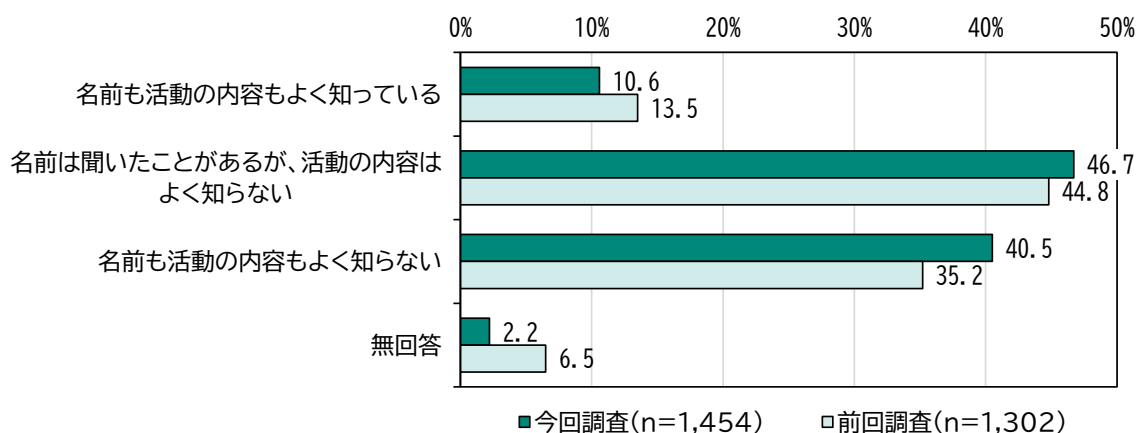
■ 民生委員・児童委員が行う活動の認知度が低い

民生委員・児童委員が行う活動のうち知っている活動について、「いずれも知らない」の割合は3割以上となっています。前回調査と比較すると、5.1ポイント高くなっており、周知が進んでいない状況がうかがえます。



■ 社会福祉協議会の認知度が低い

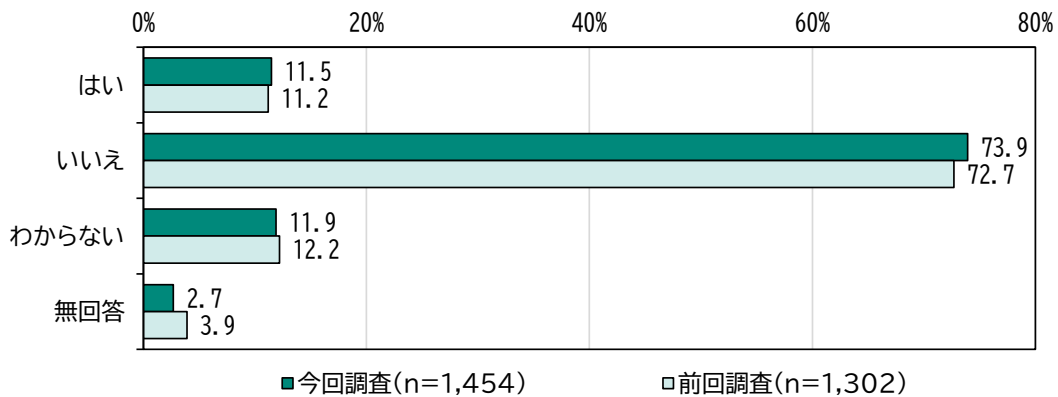
社会福祉協議会の認知度について、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」、「名前も活動の内容もよく知らない」がいずれも4割以上となっています。『よく知らない（「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」＋「名前も活動の内容もよく知らない」）』の割合を前回調査と比較すると、7.2ポイント高くなっており、周知が進んでいない状況がうかがえます。



⑤災害について

■地域の防災訓練への参加率が低い

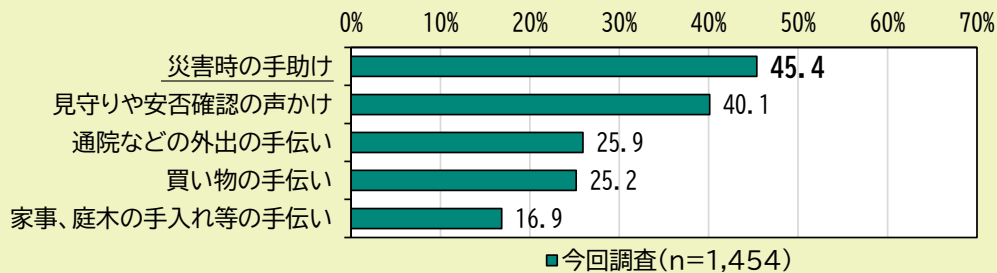
地域の防災訓練への参加状況については、参加していない人（「いいえ」）の割合が7割以上となっており、前回調査とも同様の傾向となっています。



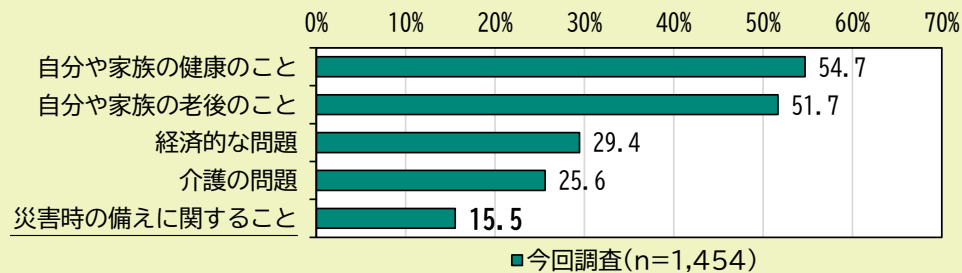
一方で、日常生活が不自由になった時、希望する援助については、「災害時の手助け」が4割以上、日々の生活における主な悩みや不安については、「災害時の備えに関すること」が1割以上となっています。

【災害に関する市民の意識】

日常生活が不自由になった時、希望する援助（上位5項目）



日々の生活における主な悩みや不安（上位5項目）

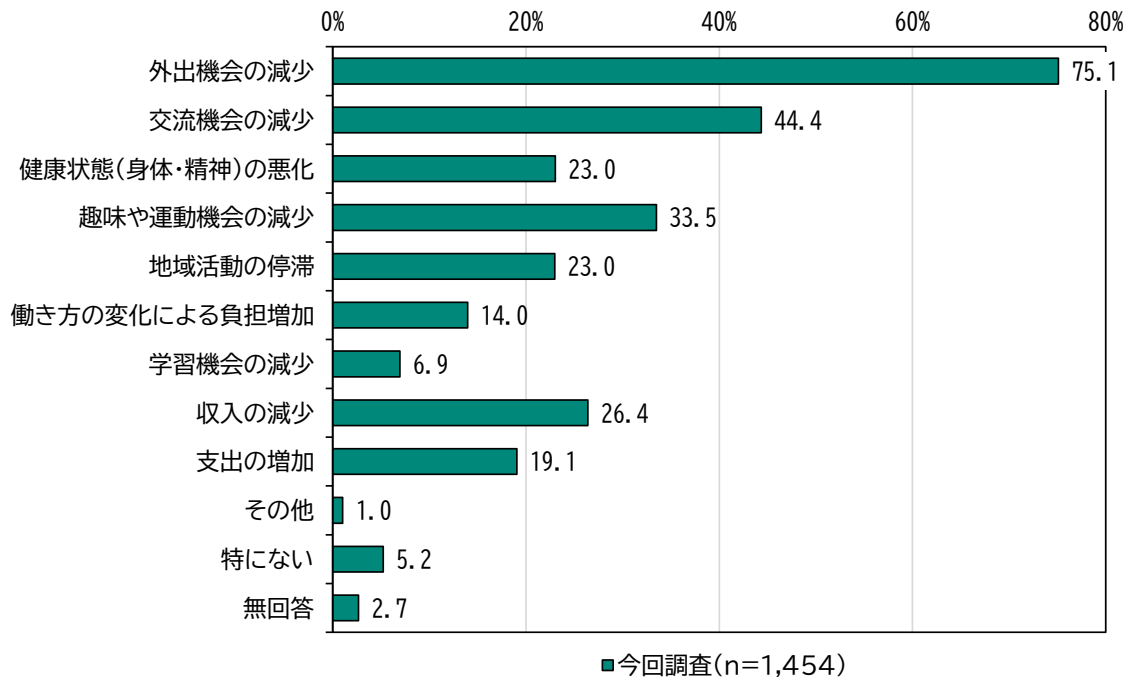


災害時の支援を希望する人や災害時の備えに関する悩みや不安を抱えている人がいる中で、地域における防災訓練の実施やその参加促進を図る必要があります。

⑥新型コロナウイルス感染症の影響について

■コロナ禍における新たな課題の顕在化

新型コロナウイルス感染症の拡大により、日常生活において影響の大きいものについては、「外出機会の減少」が7割以上、「交流機会の減少」が4割以上と高くなっています。感染症拡大防止の観点から必要とされる自粛生活は、これまでの地域活動にも大きな影響を与えていることがうかがえます。今後は人と人との関わり方、地域活動のあり方などを含めて「新しい生活様式」に留意しながら地域福祉を推進していく必要があります。



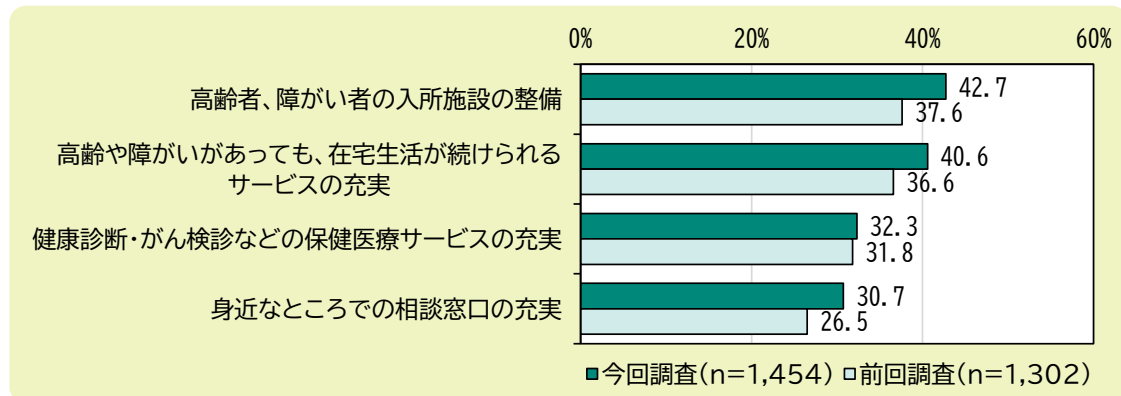
第3期計画策定時における新規設問

設問設定の意図

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響の大きいものを把握し、今後地域福祉を推進するうえで、必要な感染症対策を検討する基礎資料とします。

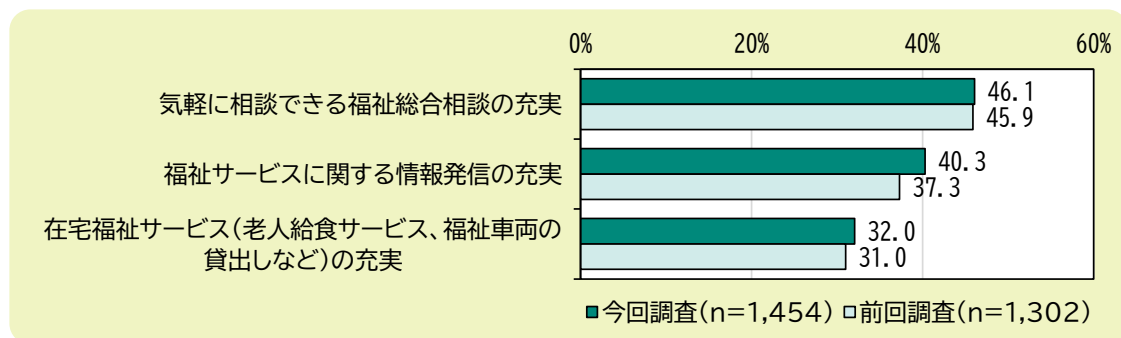
⑦今後取り組むべき施策や活動について

【市の取組として優先して充実すべき施策】



※回答の構成比が3割以上の項目を抜粋して掲載

【今後、充実してほしい社会福祉協議会の活動、支援】



※回答の構成比が3割以上の項目を抜粋して掲載

市や社会福祉協議会が今後取り組むべき施策や活動としては、“福祉サービス”や“健康づくり”、“相談体制”、“情報提供”の充実を求める割合が高くなっています。

市や社会福祉協議会が今後取り組むべき施策や活動



3 関係団体等の現状

(1) 民生委員児童委員協議会

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けた人です。社会福祉の増進のために、常に市民の立場に立って、援助を必要とする人々に対し、生活や福祉全般に関する支援を行っています。

また、民生委員は、児童福祉法によって児童委員も兼ねており、地域の子どもや妊産婦等の福祉等の向上のため必要な支援を行っています。

民生委員には、一定の区域を担当する民生委員・児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

民生委員児童委員協議会は、民生委員が連携・協力し合うことにより職務を機能的かつ効果的に遂行するとともに、必要な知識や技術等の向上を相互に促進することを目的とした組織で、職務に関する連絡・調整、資料・情報の収集、研修、報告などを行っています。

本市には、真岡東部地区、真岡西部地区、山前地区、大内地区、中村地区、二宮地区に6つの地区民生委員児童委員協議会があり、153名の民生委員・児童委員がいます。

地区民生委員児童委員協議会数	6 組織
民生委員・児童委員数	153 名
区域担当民生委員・児童委員数	141 名
主任児童委員数	12 名

※令和3年9月1日現在

【区域担当民生委員・児童委員の活動】

- ・住民の生活状態を把握
- ・福祉サービスを利用する人への支援
- ・社会福祉を目的とする事業を営営するものや福祉活動を行うものとの連携とその活動の支援
- ・生活福祉資金の貸付制度に対する協力
- ・児童の健全育成のための地域活動
- ・児童虐待への取組
- ・関係機関への意見具申
- ・保護の必要な児童等を発見した場合の連絡通報

(2) 自治会

自治会は、一定の地域に住む人たちが、自主的に組織し運営している市民の組織です。本市には、現在133区の自治会があり、地域の誰もが生きがいを持って安心して暮らせる社会を築くため、防災・防犯・交通等の安全安心を守る活動、生活環境を守る活動、身近な福祉を育てる活動等に取り組んでいます。

一方で、自治会の加入率の推移をみると年々低下しており、自治会未加入者の加入促進が求められています。

【自治会加入率の推移】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
自治会 加入率 (%)	75.5	74.7	74.0	73.3	72.7

※各年度 4 月 1 日現在の住民基本台帳上の世帯数に対する、各自治会に加入している世帯の合計数の割合

(3) 地域公民館

地域公民館は、自治会等で自主的に設置され、市内で167館あります。地域公民館では、「公民館まつり」をはじめ、花づくりを通じて地域住民同士のふれあいを持ち、地域の環境美化、地域づくりを推進する「花いっぱい運動」や率直な意見を出し合い、地域公民館のあり方や、青少年の健全育成等、諸問題について話し合う「地域座談会」、地域芸能の後世への伝承や地域の連帯感と郷土愛の心を育むことを目的として、地域に根ざした芸能を一同に発表する「地域芸能発表会」等、地域の特性を生かした地域づくり事業を行っています。

(4) 子ども会育成会

子ども会とは、子どもたちが自分で考え、主体的に活動することを目的とした組織です。本市では、自治会単位で組織されることが多く、スポーツ大会やお楽しみ会、クリスマス会、清掃活動等を行っています。また、育成会は子ども会に所属する子どもたちの保護者で構成され、子ども会の活動を側面から支援するための組織であり、双方を合わせて子ども会育成会と称しています。

近年は、少子化の影響で会員数は減少していますが、市内には114単位の子ども会育成会が活動しています。

(5) 老人クラブ

老人クラブは、おおむね60歳以上の人で、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する人たちが組織する、地域を基盤とした自主組織であり、高齢者が生きがいと健康づくり、レクリエーション等に取り組む「生活を豊かにする楽しい運動」と、高齢者が持っている経験と知恵を生かして「地域を豊かにする社会運動」に取り組んでいます。

現在、市内には72の老人クラブがあり、各クラブの実情に応じ、ゲートボールや健康体操等の健康づくり、児童の見守りや防犯パトロール、公園の清掃等の社会奉仕活動、学習会や展示会等の教養文化活動を行っています。

【老人クラブ数の推移】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
老人クラブ数 (クラブ)	79	79	78	73	72

※各年度 5 月 31 日現在

(6) 市民活動団体（NPO、ボランティア）

市内には、NPO法人をはじめとする多くの市民活動団体が様々な分野で、地域に根付いた社会貢献活動を行っています。本市では、真岡市市民活動推進センター「コラボレもおか」を中心として、市民活動団体やボランティア等において既に活動している215の団体や、これから活動しようとしている人たちに対して、交流の場の提供や相談、研修・講座の開催、情報発信等を行っています。

また、社会福祉協議会には地域福祉活動を目的とする市民活動団体や個人で構成する登録団体が16団体あり、行政や各福祉関係団体等が主催するイベントへの協力等を行っています。



(7) 民間事業者

民間事業者は、商店や企業等の多様な社会資源と協働し、地域福祉の推進を図るため、地域の課題に対し、新たな視点やノウハウの提供、ボランティア活動の実施、寄附といった社会貢献活動等に取り組むことが期待されます。

(8) 法人間連携

社会福祉法人は、創意工夫を凝らした多様な「地域における公益的な取組」を推進することが求められています。また、社会福祉法人等が連携することで地域の課題解決力の向上も期待されます。



4 第2期計画の取組評価

市及び社会福祉協議会では、第2期計画に掲げた施策について、市での真岡市地域福祉計画庁内検討委員会と真岡市地域福祉計画策定委員会、社会福祉協議会での真岡市地域福祉活動計画策定委員会で評価を行い、次期計画に向けた課題を次の通りにまとめました。

【第2期計画における基本目標及び施策】

基本目標	施策
【基本目標1】 共に助け合い、支え合うまち	(1) 支え合いの仕組みづくり
	(2) 福祉意識の向上のための取組
	(3) 福祉活動を担う人材の育成
【基本目標2】 充実した福祉サービスのあるまち	(1) 地域福祉ネットワークの構築
	(2) 地域における福祉サービスの充実
	(3) 相談体制と情報提供の充実
	(4) 福祉サービスの質的向上
【基本目標3】 安全で安心して暮らし続けられるまち	(1) 暮らしやすい住環境の整備
	(2) 安心して暮らせる環境の整備
	(3) 市民一人一人の人権の尊重

【取組評価の見方】

各施策・取組の関連事業ごとに進捗状況の評価を行いました。評価基準については以下の4区分となっています。

- A：計画通りに順調に推移している（達成率100%以上）
- B：おおむね計画通りに推移している（達成率70%以上100%未満）
- C：計画よりやや遅れが生じている（達成率50%以上70%未満）
- D：計画より遅れが生じている（達成率50%未満）

※数値目標を掲げていない事業については、担当課による自己評価となります。

基本目標1「共に助け合い、支え合うまち」に係る評価

市における取組評価

【各事業の取組評価】

施策	取組	関連事業	評価
(1) 支え合いの 仕組みづくり	①地域の助け合い活動の推進	地域共助活動推進事業	D
		高齢者等見守りネットワーク事業 (地域福祉づくり推進事業)	D
	②地域の見守り体制の確保	放課後児童健全育成事業	B
		地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	B
		老人クラブ支援事業	B
	③自治会組織等への支援	地域づくり事業	B
		地域コミュニティ事業	B
		地域公民館活動奨励費	B
(2) 福祉意識の 向上のための 取組	①地域福祉活動の情報提供の充実	民生委員・児童委員(社会福祉協力員)活動支援事業	A
		真岡市ケーブルテレビ施設管理運営事業	A
	②福祉教育等の推進	福祉教育の充実	B
		出前講座開設事業	A
		子どもふれあい事業	D
(3) 福祉活動を 担う人材の 育成	①地域の多様な人材の育成	手話奉仕員養成事業	B
		認知症サポーター養成講座	B
		消費生活リーダー養成講座受講生助成事業	B
		家庭教育オピニオンリーダー養成事業	B
		親学習プログラム指導者養成事業	B
		女性教育指導者養成事業	B
	②NPO、ボランティア活動の活性化	市民活動推進センター運営事業	B

【数値目標に対する進捗状況】

施策	指標名		目標年次	実績					進捗率 (%)
			令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
(1) 支え合い の仕組み づくり	地域共助活動推進事業 実施区数	区	30	7	7	7	6	20.0	
	地域福祉づくり推進事業 (高齢者等見守りネット ワーク事業)	区	30	18	17	18	13	43.3	
	放課後児童クラブ数	クラブ	18	18	18	17	17	94.4	
(2) 福祉意識 向上のため の取組	民生委員・児童委員(社 会福祉協力員)活動の PR回数	回	3	3	2	2	3	100.0	
	ケーブルテレビ加入世 帯数	世帯	4,940	4,220	4,379	4,748	5,096	103.2	
	出前講座数(実施数)	講座	150	174	173	166	48 *1	110.7	
	子どもふれあい事業実 施区数	区	60	64	65	65	20	33.3	
(3) 福祉活動 を担う人 材の育成	認知症サポーター養成 講座受講者数	人	12,000	10,035	10,436	10,654	10,787	89.9	
	家庭教育オピニオンリ ーダー会員数	人	30	25	24	22	21	70.0	
	市民活動推進センター 登録団体数	団体	230	220	217	217	215	93.5	

※進捗率は、目標年次(令和3年度)に対する令和2年度時点の進捗率

*1:新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が縮小となったため、令和元年度の実績値を使用し進捗率を算出する。

【市における取組の総括】

地域共助活動推進事業・高齢者等見守りネットワーク事業では、地域によって活動に差があり、実施区数の横ばい傾向がみられています。地域共助活動推進事業については、生活支援体制整備事業と共に助け合い事業を進め、支え合いの仕組みづくりを広めるほか、高齢者等見守りネットワーク事業では参加自治体が増えるよう周知を図るほか、取り組みやすい事例の紹介などの情報提供を含めた周知が必要です。

福祉教育等の推進を図るため、新型コロナウイルス感染症対策を講じた開催方法などを検討し、引き続き高齢者や障がい者、子育て家庭への理解を深める福祉教育等の学習の場を提供し、福祉の心を醸成することが必要です。

地域共生社会の実現に向けて、福祉活動の大切さや重要性を理解してもらうために、身近で気軽にできる福祉活動をPRし、地域の福祉を担う人材を育成するための講座の開設を継続実施することが必要です。

社会福祉協議会における取組評価

【各事業の取組評価】

施策	取組	関連事業	評価
(1) 支え合いの 仕組みづくり	①地域の連携体制の強化	生活支援体制整備事業	B
	②支え合いとふれあいの場づくりの推進	ふれあい・いきいきサロン事業	A
(2) 福祉意識の 向上のための 取組	①福祉教育の充実	福祉教育推進事業：小学生（ふれあい体験講座等）	C
		福祉教育推進事業：中高生（ボランティアスクール等）	B
		おじいちゃん保父事業	C
	②地域の福祉活動への支援	ボランティア登録及び派遣事業	A
(3) 福祉活動を 担う人材の 育成	①ボランティア養成 講座の開催	傾聴ボランティア養成事業	D
		手話ボランティア養成事業	A
		点字ボランティア養成事業	C
		音訳ボランティア養成事業	D
	②ボランティアセン ター機能の充実	ボランティア登録及び派遣事業	D
		ボランティア団体支援事業	A
		ボランティアセンター情報共有事業	A
	③地域福祉を展開する人材の確保	地域福祉推進員事業	C

【数値目標に対する進捗状況】

施策	指標名		目標年次	実績					進捗率 (%)
			令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
(1) 支え合い の仕組み づくり	第2層協議体設置数	か所	5	1	3	4	4	80.0	
	ふれあい・いきいきサ ロン設置数	か所	40	44	45	53	57	142.5	
(2) 福祉意識 向上のため の取組	小学生を対象とした講 座参加者数	人	20	22	9	13	未実施	65.0 *1	
	中高生を対象とした講 座参加者数	人	30	26	20	28	未実施	93.3 *1	
	ボランティア派遣件数	件	100	71	91	120	26	120.0 *1	
(3) 福祉活動 を担う人 材の育成	傾聴ボランティア養成 講座参加者数	人	10	7	30	6	3	30.0	
	手話ボランティア養成 講座参加者数	人	10	12	10	13	未実施	130.0 *1	
	点字ボランティア養成 講座参加者数	人	5	3	4	5	3	60.0	
	音訳ボランティア養成 講座参加者数（隔年開 催）	人	5	10	－	2	－	40.0 *2	
	ボランティア登録団体数	団体	40	34	34	29	19	47.5	
	地域福祉推進員設置区 数	区	133	64	62	71	71	53.4	

※進捗率は、目標年次（令和3年度）に対する令和2年度時点の進捗率

*1：新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止となったため、令和元年度の実績値を使用し進捗率を算出する。

*2：隔年実施の事業であるため、直近の実施年度である令和元年度の実績値を使用し進捗率を算出する。

【社会福祉協議会における取組の総括】

生活支援体制整備事業では、地域住民を主体とした協議体の設置が進みつつあり、ふれあい・いきいきサロンも増加しているところですが、市民アンケート調査から、区・町会等の活動への参加頻度及び参加意欲の低下が見受けられ、社会福祉協議会に登録している団体数も減少傾向にあります。

今後は、支え合いの仕組みづくりの推進と合わせて、福祉活動の担い手の確保のため、福祉教育と各種ボランティア養成講座の充実や地域福祉推進員の強化が必要です。また、個人や自治会、老人クラブのほか、社会福祉法人や企業等にも働きかけるなど、広く担い手を確保する取組が必要です。

基本目標2「充実した福祉サービスのあるまち」に係る評価

市における取組評価

【各事業の取組評価】

施策	取組	関連事業	評価
(1) 地域福祉ネットワークの構築	①地域福祉活動基盤の充実	まちなか保健室事業	D
		シルバーサロン事業	D
		幼稚園地域子育て推進事業	A
		子育て支援センター事業	B
		地域子どもすくすく元気事業	D
	②地域包括ケアシステムの構築	生活支援体制整備事業	B
		総合相談支援事業	A
		認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業	B
(2) 地域における福祉サービスの充実	①社会福祉協議会支援の強化	社会福祉協議会運営支援事業	A
	②子育て支援の充実	子育て世代包括支援センター事業	A
		ファミリー・サポート・センター事業	B
		放課後児童健全育成事業	A
		子育て支援センター運営事業	B
		子育て支援センター整備推進事業	B
		放課後子ども教室事業	B
	③高齢者福祉施策の充実	地域福祉づくり推進事業	C
		シルバーサロン事業	A
	④障がい者施策の充実	障がい者相談支援事業	A
	⑤健康づくりの推進	地域健康づくり推進事業	B
(3) 相談体制と情報提供の充実	①相談体制の充実	乳児家庭全戸訪問事業	A
		民生委員・児童委員（社会福祉協力員）活動支援事業	B
		障がい者相談支援事業	C
		生活困窮者自立支援事業	A
		包括的支援事業	A
		家庭相談事業	B
	②情報提供の充実	意思疎通支援事業	B
		広報紙発行事業	B
		市ホームページ開設事業	A
		行政情報番組放送事業	B
(4) 福祉サービスの質的向上	①福祉サービス従事者の質の向上	民生委員・児童委員（社会福祉協力員）活動支援事業	B
		地域密着型施設事業所実地指導	B
	②福祉サービス事業者との連携の強化	障がい者相談支援事業	B
		包括的支援事業	A
	③福祉サービス事業者への支援	介護サービス適正実施指導事業	D

【数値目標に対する進捗状況】

施策	指標名		目標年次	実績					進捗率 (%)
			令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
(1) 地域福祉 ネットワ ークの構 築	まちなか保健室での健康相談実施延べ日数	日	667	662	661	617	258	38.7	
	シルバーサロン延べ利用者数	人	12,000	10,751	11,459	12,628	3,467	28.9	
	幼稚園地域子育て推進事業実施幼稚園等数	か所	11	11	11	11	11	100.0	
	地域子どもすくすく元気事業実施区数	区	17	11	11	11	6	35.3	
(2) 地域にお ける福祉 サービスの充実	子育て世代包括支援センター設置数	か所	1	1	1	1	1	100.0	
	ファミリー・サポート・センター会員数	人	395	335	360	370	372	94.2	
	放課後子ども教室延べ参加人数【真岡小】	人	650		326	614	未実施	94.5 *1	
	放課後子ども教室延べ参加人数【東小】	人	450		477	428	未実施	95.1 *1	
	地域福祉づくり推進事業（ミニデイホーム）実施区数	区	59	49	51	50	31	52.5	
	基幹相談支援センター設置数	か所	1	1	1	1	1	100.0	
	地域健康づくり事業実施区数	区	123	91	91	87	38	30.9	
(3) 相談体制 と情報提 供の充実	乳児家庭訪問率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	障がい者相談支援事業相談件数	件	3,295	587	1,393	2,414	1,716	52.1	
	生活困窮者自立支援事業（就労支援事業）就労割合	%	10.0	4.5	2.1	7.1	13.0	130.0	
	生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）利用人数	人	50	32	34	48	48	96.0	
	手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業利用のうち請求件数	件	169	215	217	166	148	87.6	
(4) 福祉サー ビスの質 的向上	地域の相談支援機関とのケース共有会議開催数	回	72	3	29	5	未実施	6.9 *1	
	地域の相談支援機関との情報交換会開催数	回	4	8	3	2	4	100.0	
	介護サービス適正実施指導事業実施事業所数	か所	34	24	28	29	13	38.2	

※進捗率は、目標年次（令和3年度）に対する令和2年度時点の進捗率

*1：新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止となったため、令和元年度の実績値を使用し進捗率を算出する。

【市における取組の総括】

少子化や自治会未加入世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化により、地域で行う活動が伸び悩んでいます。まちなか保健室事業や生活支援体制整備事業など、地域の課題を地域で支援する体制（交流活動・相談・情報提供）の更なる充実が求められています。

子育て支援のため、子育てに不安を抱える世帯に相談窓口として子育て支援センターや地域で助け合うファミリー・サポート・センター制度の更なる周知や、放課後児童健全育成事業など利用者数の増加が見込まれる事業についての拡充を図ることが必要です。

地域の身近な相談役である民生委員・児童委員の活動周知と市・関係機関の連携強化が求められています。また、高齢者・障がい者・子育て家庭が抱える問題や多様化・複雑化する問題の増加に伴い、気軽に相談できる窓口の体制整備や相談窓口の周知、福祉情報の提供の充実が必要です。

高齢者の増加や問題の多様化・複雑化が進む中、介護施設サービスの質の向上を目指し、制度等の周知や適切なサービスの提供が必要です。



社会福祉協議会における取組評価

【各事業の取組評価】

施策	取組	関連事業	評価
(1) 地域福祉ネットワークの構築	①地区社会福祉協議会の機能充実	地区社会福祉協議会支援事業	D
(2) 地域における福祉サービスの充実	①見守り活動の充実	老人給食サービス事業	A
		生きがいデイサービス事業	C
	②生きがいづくりやふれあい活動の推進	真岡市老人クラブ連合会支援事業	A
		真岡市こども発達支援センターひまわり園（児童発達支援事業）運営事業	C
	③要支援者への日常的な支援の充実	真岡市こども発達支援センターひまわり園（放課後等デイサービス事業）運営事業	C
		就労継続支援真岡さくら作業所運営事業	C
		地域活動支援センター運営事業	B
		さくら作業所・地域活動支援センター合同収穫祭開催事業	C
		真岡市肢体不自由児者父母の会支援事業	A
		真岡市身体障害者福祉会支援事業	A
		真岡市母子寡婦福祉会支援事業	A
		真岡市知的障がい者育成会支援事業	A
	④低所得世帯への支援の充実	愛の基金交付事業	A
		緊急食料等給付事業	A
		歳末たすけあい募金配分事業	A
		社会福祉金庫貸付事業	B
		生活福祉資金等貸付事業	A
		善意銀行運営事業	A
		自立相談支援事業	A
		家計改善支援事業（令和2年度より実施）	B
(3) 相談体制と情報提供の充実	①各種相談の充実	相談支援事業所ひまわり（指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業）運営事業	A
		心配ごと相談事業	B
		無料法律相談事業	A
	②地域福祉の広報・啓発活動の充実	広報事業（ホームページ）	B
		広報事業（広報紙「社協だより」発行）	A
		啓発事業（真岡市社会福祉大会）	B
(4) 福祉サービスの質的向上	①運営基盤の強化	わたのみ基金運営事業	B
		社会福祉協議会会員の拡大	B
		赤い羽根共同募金事業	B

【数値目標に対する進捗状況】

施策	指標名		目標年次	実績					進捗率 (%)
			令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
(1) 地域福祉ネットワークの構築	地区社会福祉協議会情報交換会等実施回数	回	2	1	0	0	0	0.0	
(2) 地域における福祉サービスの充実	老人給食受給登録者数	人	150	140	149	156	175	116.7	
	生きがいデイサービス事業登録者数	人	40	37	42	31	27	67.5	
	ひまわり園（児童発達支援事業）稼働率* ¹	%	100	95	76	75	64	64.0	
	ひまわり園（放課後等デイサービス事業）稼働率* ¹	%	100	65	59	68	62	62.0	
	真岡さくら作業所稼働率* ¹	%	100	67	67	64	62	62.0	
	地域活動支援センター契約者数	人	20	10	14	14	15	75.0	
	さくら作業所・地域活動支援センター合同収穫祭参加者数	人	20	10	10	10	未実施	50.0 * ²	
	歳末たすけあい募金配分金額	円	6,000,000	6,370,457	6,274,405	6,332,570	6,171,087	102.9	
	社会福祉金庫貸付件数	件	30	7	6	12	23	76.7	
	生活福祉資金貸付件数（コロナ特例貸付）* ³	件	5	2	1	10 (5)	1 (2,389)	200.0 * ²	
	善意銀行配分件数	件	100	64	92	83	124	124.0	
	自立相談支援事業新規相談件数	件	120	113	96	101	93	77.5	
	自立相談支援事業プラン作成件数	件	28	14	11	38	44	157.1	
	家計改善支援事業プラン作成件数（令和2年度より実施）	件	7	—	—	—	5	71.4	
(3) 相談体制と情報提供の充実	相談支援事業ひまわり契約者数	人	200	171	197	219	208	104.0	
	心配ごと相談所相談件数	件	50	35	50	37	36	72.0	
	無料法律相談相談件数	件	130	94	129	134	132	101.5	
	ホームページ新着情報発信件数	件	125	118	119	120	109	87.2	
	社協だより配布部数	部	25,000	23,172	23,331	23,501	29,653	118.6	
	社会福祉大会参加者数	人	270	276	265	205	115	75.9 * ²	

施策	指標名		目標年次	実績					進捗率 (%)
			令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
(4) 福祉サービスの質 的向上	わたのみ基金寄附及び 運用益	円	5,000,000	4,845,462	5,094,779	4,860,891	3,575,857	71.5	
	社会福祉協議会会費総 額	円	10,000,000	9,418,000	9,393,000	9,293,600	9,258,100	92.6	
	赤い羽根共同募金総額	円	10,000,000	9,626,615	9,638,450	9,610,215	9,481,421	94.8	

※進捗率は、目標年次（令和3年度）に対する令和2年度時点の進捗率

*1：稼働率＝延べ利用者数÷（開所日数×利用定員）×100

*2：新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止・縮小となったため、令和元年度の実績値を使用し進捗率を算出する。

*3：新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月にコロナ特例貸付が新設され、令和元年度は5件の申請、令和2年度は2,389件の申請に対応している。

【社会福祉協議会における取組の総括】

気軽に相談できる窓口と専門性の高い相談ができる窓口を設置し、多様化する相談を受け止めることにより、地域住民のニーズを把握し、地域住民が求める情報の提供や地域福祉活動を進めていく必要があります。

地域福祉活動の進展のためには、地区社会福祉協議会や生活支援体制整備事業の活性化と社会福祉法人や企業等の地域貢献活動を促進し、それぞれの強みが生かせるよう連携体制を構築することが必要です。

また、これらの推進基盤が、安定して運営できるよう財源確保等の基盤強化に取り組むことが必要です。



基本目標3「安全で安心して暮らし続けられるまち」に係る評価

市における取組評価

【各事業の取組評価】

施策	取組	関連事業	評価
(1) 暮らしやすい住環境の整備	①バリアフリーのまちづくりの推進	公共施設等整備事業	A
		道路整備事業	A
	②利用しやすい交通環境の整備	障がい者福祉タクシー助成事業	B
		障がい者移動支援事業	C
		老人福祉タクシー事業	B
		公共交通ネットワーク整備事業	A
(2) 安心して暮らせる環境の整備	①災害時避難行動要支援者への支援	避難行動要支援者対策事業	D
	②地域の防災活動への支援	自主防災組織育成事業	C
		土砂災害防災避難訓練事業	B
		防災避難訓練事業	B
	③地域の交通安全・防犯・消費生活活動への支援	安全安心の地域づくり推進事業	B
		交通安全啓発事業	B
		防犯パトロール事業	C
(3) 市民一人一人の人権の尊重	①権利擁護事業の普及と啓発	成年後見制度利用支援事業（障がい者）	C
		障害者差別解消法の普及啓発	C
		権利擁護事業	B
		成年後見制度利用支援事業（高齢者）	B
	②男女共同参画の推進	男女共同参画社会づくり事業	D
	③虐待、DVの防止	乳児家庭全戸訪問事業	A
		障がい者虐待防止対策事業	C
		高齢者虐待防止対策事業	B
		児童虐待防止啓発事業	B
		要保護児童等対策事業	D
		婦人相談事業	A
		DV相談カード配布事業	B

【数値目標に対する進捗状況】

施策	指標名		目標年次	実績					進捗率 (%)
			令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
(1) 暮らしやすい住環境の整備	バリアフリー化された市有建築物の割合	%	54.1	51.4	52.6	53.8	57.9	107.0	
	障がい者福祉タクシー交付者数	人	752	670	679	640	615	81.8	
	障がい者移動支援事業申請者数	人	92	48	45	57	49	53.3	
	老人福祉タクシー交付世帯数	世帯	809	748	758	759	785	97.0	
(2) 安心して暮らせる環境の整備	自主防犯活動実施団体数	団体	70	51	48	44	41	58.6	
	土砂災害防災避難訓練実施数（延べ回数）	回	11	7	7	8	未実施	72.7 *1	
	防災避難訓練実施数（延べ回数）	回	14	10	11	12	未実施	85.7 *1	
(3) 市民一人一人の人権の尊重	成年後見制度利用支援利用件数（障がい者）	件	2	0	2	0	1	50.0	
	障害者差別解消法に関するPR回数	回	3	3	3	3	2	66.7	
	男女共同参画地域座談会実施回数	回	20	12	16	16	3	15.0	
	乳児家庭訪問率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	障がい者虐待防止相談件数	件	3	2	2	4	8	+5件 *2	
	障がい者虐待件数	件	1	1	0	1	4	+3件 *2	
	児童虐待件数	件	10	15	52	69	75	+65件 *2	

※進捗率は、目標年次（令和3年度）に対する令和2年度時点の進捗率

*1：新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止となったため、令和元年度の実績値を使用し進捗率を算出する。

*2：障がい者虐待防止相談件数・障がい者虐待件数・児童虐待件数については、進捗率ではなく、目標値に対する増減を掲載する。

【市における取組の総括】

誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、医療や商業施設が集中する地域と周辺地区を結ぶ移動手段を確保するため、新たな交通手段を検討する必要があります。いちごタクシーについては、利用状況に応じた効率的な運行が図れるよう見直しが求められています。

避難行動要支援者の避難の実効性確保に向け、個別の避難計画の策定及び支援関係者との情報共有化が求められています。

成年後見制度の理解や利用促進を図るため、制度の普及啓発や相談窓口の充実が必要とされます。また、虐待やDV等の早期発見や迅速な対応を図るため、地域や関係機関との連携強化が必要です。

社会福祉協議会における取組評価

【各事業の取組評価】

施策	取組	関連事業	評価
(1) 暮らしやすい住環境の整備	①在宅福祉の支援	福祉車両及び車いす等貸出事業	C
	②地域広場の利用促進	子どもの遊び場整備助成事業及びベンチ設置事業	C
(2) 安心して暮らせる環境の整備	①災害時における連携体制の強化	真岡市災害ボランティア支援委員会運営事業	A
(3) 市民一人一人の人権の尊重	①権利擁護事業の推進	日常生活自立支援事業	A
		法人後見事業	A

【数値目標に対する進捗状況】

施策	指標名		目標年次	実績					進捗率 (%)
			令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
(1) 暮らしやすい住環境の整備	福祉車両貸出件数	件	240	229	268	236	182	75.8	
	車いす貸出件数	件	100	115	63	91	50	50.0	
	赤い羽根ベンチ配布件数	件	15	9	14	10	9	60.0	
(2) 安心して暮らせる環境の整備	災害対応訓練実施回数	回	1	1	1	1	1	100.0	
(3) 市民一人一人の人権の尊重	日常生活自立支援事業新規契約者数	人	15	17	12	10	20	133.3	
	法人後見新規受任件数	件	2	1	0	1	3	150.0	

※進捗率は、目標年次（令和3年度）に対する令和2年度時点の進捗率

【社会福祉協議会における取組の総括】

福祉車両や車いす等の貸出や地域の広場等へのベンチ設置により、暮らしやすい住環境の整備を進めてきていますが、より利用を高めるための工夫が必要です。

災害時の備えとしては、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを運営することが一般化する中、毎年の訓練の実施に加え、多様な主体の協力が得られるように体制を整えることが必要です。

権利擁護については、自身の判断能力に不安を感じる人を対象とする日常生活自立支援事業と判断能力が十分ではない人に対し、法人として後見等を行う法人後見事業を行っています。この強みを生かし、切れ目のない支援を継続的に行っていくことが必要です。

5 計画策定に向けた現状と課題のまとめ

近年の社会情勢をはじめ、本市における統計データ、市民アンケート調査、評価結果を踏まえ、取り組むべき課題について整理すると、以下のように大別されます。

現状と課題 1 「助け合いの意識に関すること」

- 近年、台風や地震などの自然災害が増えていることから、災害時における身近な地域での助け合い、支え合いが求められています。そのため、日頃から隣近所や地域のつながりを大切にし、誰もが支え合う意識を持ったコミュニティを構築することが重要とされています。
- 市民アンケート調査では、第2期計画策定時より近所付き合いの希薄化が進行している状況がうかがえます。なお、近所付き合いがある人の方が区・町会等の活動へ参加している割合が高いことから、近所付き合いを活性化させ、地域力の向上を図ることが求められています。
- 全国的な傾向として、福祉活動の担い手の不足や高齢化が深刻な課題となっています。本市においても、例外ではなく、福祉活動に関わる人材の育成・確保に向けた取組が必要とされています。
- 市民アンケート調査では、日常生活が不自由になった時、災害時の手助けや日常生活における援助を希望する割合が高くなっています。また、隣近所における支援の意識について、支援をしたいと考えている人の割合は前回調査時から減少しているものの、約3人に2人が支援したいと考えていることから、“支援が必要な人”と“支援したい人”をつなげる仕組みづくりが必要とされています。
- 市の取組においては、地域共生社会の実現に向けて、一人一人の福祉意識の向上や地域活動・福祉活動への参加促進、担い手の育成等を通じて、支え合いのある地域づくりが必要です。また、社会福祉協議会の取組においては、区・町会等の活動への参加頻度及び参加意欲の低下が進む中、福祉や地域活動等への関心を持つための取組が求められています。

第3期計画において必要とされる取組

「共に助け合い、支え合うまち」づくり

現状と課題2

「福祉サービスに関すること」

- 近年では、高齢化の中で人口減少が進行し、福祉ニーズが多様化・複雑化しているため、福祉の提供において、誰もがそのニーズに合った支援を受けられる支援体制とその支援体制を支える環境の整備（人材の育成・確保等）が重要とされています。
- 市民アンケート調査では、地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の認知度は低く、更なる周知が求められています。また、社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、福祉サービスに関する情報発信が求められています。
- 市民アンケート調査では、今後充実してほしい市の取組として、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」等があり、市民の多様な福祉ニーズに対応した地域における福祉サービスの充実が求められています。また、社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、気軽に相談できる福祉総合相談、在宅福祉サービス（老人給食サービス、福祉車両の貸し出し等）の充実が必要とされています。
- 相談支援の実施状況においては、健康相談の相談者数が減少傾向にある一方で、障がい者相談の相談件数は著しく増加している状況です。相談種別により傾向は違うものの、潜在的に課題を抱えている人にも支援が届く仕組みづくりが求められています。
- 市民アンケート調査では、日々の生活における主な悩みや不安について、「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」、「経済的な問題」、「介護の問題」など、多岐にわたることから、様々な生活課題の解決に向けた相談体制の充実が求められています。
- 市の取組においては、高齢者や障がい者、子育て家庭等が抱える問題に対応できるサービスや相談体制・情報提供の充実が求められており、社会福祉協議会の取組においても同様に、多様化する相談を受け止める専門性の高い窓口や気軽に相談できる窓口といった相談体制の充実が求められています。また、地域福祉への興味関心の喚起も視野に入れた、寄附や共同募金等の取組の推進が求められています。

第3期計画において必要とされる取組

「充実した福祉サービスのあるまち」づくり

現状と課題3 「安全安心に関すること」

- 近年の自然災害の発生状況から、災害に対する市民の意識は高まっています。災害時の備えとして、地域における防災訓練の実施やその参加促進等、平常時からの取組が必要とされています。
- 市民アンケート調査では、日常生活が不自由になった時、希望する援助として「災害時の手助け」を求める割合が高くなっています。特に、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者に対し、個別の避難計画を策定し、地域の支援関係者と情報を共有することが重要とされています。
- 市の現状として、高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人は増加傾向となっています。今後、更なる高齢化に伴い認知症高齢者の増加も見込まれます。認知症高齢者や障がいのある人など、自分で判断することが難しい人について、財産管理や日常生活上の援助等、権利擁護に関する支援や相談に対応できる体制づくりが必要とされています。
- 市の取組においては、公共施設等のバリアフリー化の推進、交通手段についての見直しや新たな移動手段の検討等、安心して暮らせる環境の整備が必要とされています。一方で、誰もが安心できる生活を送るために、成年後見制度の普及啓発や相談窓口の充実、虐待やDV等の早期発見や迅速な対応に向けた地域や関係機関との連携強化が求められています。また、多様性を尊重し、安心して暮らせる社会づくりの推進が求められています。
- 社会福祉協議会の取組においては、災害時に備えた災害ボランティアセンターの体制整備とともに、市民の人権尊重のため、成年後見制度の周知だけでなく、後見人等への支援や市民後見人の養成等を通じて利用促進を図ることが求められています。

第3期計画において必要とされる取組

「安全で安心して暮らし続けられるまち」づくり

第3章 目指すべき地域福祉の姿

1 基本理念

本計画は、すべての人々が、思いやりと安心に満ちた生活環境の中で、人と人とがつながり共に支え合うまちづくりを進めていくことを目指します。

第3期計画では、第2期計画の取組を更に充実、発展させるとともに、「支え合いのまち」を新たに基本理念として掲げ、地域共生社会の実現に向け、市民・自治会・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が一体となって包括的な支援体制の構築を進めます。

思いやりと安心に満ちた
支え合いのまち もおか



2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、第2期計画の趣旨を引き継いだ3つの基本目標を定め、地域福祉の普及・推進に努めていきます。

● 基本目標1 共に助け合い、支え合うまち ●

地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を推進していくうえでは、福祉意識の醸成と地域で共に支え合うコミュニティづくりが基本的な土台といえます。そのために、市民一人一人の助け合い、支え合う意識の醸成とともに、自治会等の地域活動やボランティア活動の活性化とその活動を支える人材の育成を推進していきます。

● 基本目標2 充実した福祉サービスのあるまち ●

誰もがニーズに合った支援を受けられるよう、市民が抱える複合的な課題や多様な福祉ニーズを包括的に受け止め、生涯を通じて切れ目なく支援が受けられる体制を整備していくことが重要となります。そのために、福祉サービスの充実を図るとともに、地域・市・福祉関係機関等による地域福祉ネットワークの構築を推進していきます。

また、複雑化・複合化した生活課題に対応できるよう、相談支援の充実や地域の居場所づくり、活動の拠点となる場所づくり等の推進を図り、包括的な支援体制の整備に努めます。さらに、適切な福祉サービスが選択できるよう多様な媒体を活用し、情報提供の充実に努めます。

● 基本目標3 安全で安心して暮らし続けられるまち ●

市民の誰もが住み慣れたまちで安全で安心して暮らし続けられるよう、防災対策をはじめ、住宅、交通、生活、防犯等の環境整備を図っていきます。また、権利擁護の普及啓発や男女共同参画の実現、虐待・DVの防止等、市民一人一人の人権を尊重する支援を推進していきます。

3 計画の体系

基本理念

思いやりと安心に満ちた支え合いのまち もおか

基本目標

施策

1. 共に助け合い、支え合うまち

(1) 支え合いのコミュニティづくり

(2) 福祉意識の向上のための取組

(3) 福祉活動を担う人材の育成

2. 充実した福祉サービスのあるまち

(1) 地域福祉ネットワークの構築

(2) 地域における福祉サービスの充実

(3) 包括的な支援体制の構築

(4) わかりやすい情報提供の充実

(5) 福祉サービスの質的向上

3. 安全で安心して暮らし続けられるまち

(1) 住み続けられる住環境の整備

(2) 安心して暮らせる環境の整備

(3) 市民一人一人の人権の尊重



第2部 地域福祉計画

基本目標1 共に助け合い、支え合うまち

(1) 支え合いのコミュニティづくり

市民が共に支え合うコミュニティづくりのため、顔の見える関係づくりが進むよう、あいさつ・声かけの大切さを周知します。

また、地域の助け合い活動や地域福祉活動の活性化のため、支援が必要な高齢者、障がい者及び子育て家庭等を地域で支援する活動を実施している地区の拡大を図るとともに、自治会や老人クラブ等の地域福祉活動を担う団体への支援を行います。

なお、感染症拡大防止の観点から様々な自粛や制限が求められる中、コミュニティづくりや地域活動のあり方等、人との関わり方を含めて「新しい生活様式」に留意しながら地域福祉を推進できるよう支援します。

①地域の助け合い活動の推進

取組の方向性	○地域の中での積極的なあいさつ・声かけを通し、高齢者や障がい者、子育て家庭等、日常的な支援を必要としている人に対しての隣近所等身近な助け合い活動を活性化します。 ○障がいのある人や難病を患っている人が災害時や日常生活の中で困った際に周囲に手助けを求めるためのツールとしてヘルプカードを活用し、困っている人がSOSを出しやすくなるように環境づくりに努めます。また、周囲の人が障がいや病気の特徴を理解し、適切に支援できるよう取り組みます。	
主な取組	▶地域共助活動推進事業	いきいき高齢課
	▶ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課

②地域の見守り体制の確保

取組の方向性	○民生委員・児童委員、関係機関・団体、行政、地域住民が協働して、子どもから高齢者まで日常的な見守り活動を行います。	
主な取組	▶高齢者等見守りネットワーク事業（地域福祉づくり推進事業）	いきいき高齢課
	▶地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校教育課
	▶民生委員・児童委員（社会福祉協力員）活動支援事業	社会福祉課

③自治会組織等への支援

取組の方向性	○地域福祉活動の活性化や参加促進を図るため、最も身近な地域活動の拠点である自治会や老人クラブ活動への支援を行います。 ○地区によって活動状況も異なるため、地域の実情に合った活動を支援するとともに、模範的な取組については情報を共有し、各地区で工夫した活動が行えるよう支援します。	
主な取組	▶老人クラブ支援事業	いきいき高齢課
	▶地域づくり事業	市民協働推進室
	▶地域コミュニティ事業	生涯学習課
	▶地域公民館活動奨励事業	生涯学習課



(2) 福祉意識の向上のための取組

地域福祉活動への参加を促進するため、地域福祉活動の更なる周知を図るとともに、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の理念の普及に努め、市民一人一人が地域福祉への理解と関心を高める取組を推進します。

また、高齢者や障がい者等への理解を深める福祉教育等を充実させ、市民の福祉意識の醸成を図ります。

①地域福祉活動の情報提供の充実

取組の方向性	○地域福祉活動の必要性や活動事例を、広報紙やケーブルテレビ等を通じて広く周知します。	
主な取組	▶民生委員・児童委員（社会福祉協力員）活動支援事業	社会福祉課
	▶広報事業	秘書広報課

②福祉教育等の推進

取組の方向性	○学校や関係団体、地域が連携し、幼少期からの高齢者や障がい者、幼児等との交流事業や体験学習を実施します。また、高齢者や障がい者、子育て家庭への支援等についての学習機会を提供し、福祉の心の醸成を図ります。 ○地域のことや近所の人々が抱える課題等を市民一人一人が「我が事」として捉えられるよう、意識啓発を図ります。	
主な取組	▶福祉教育の充実	学校教育課
	▶出前講座開設事業	生涯学習課
	▶子どもふれあい事業	生涯学習課



(3) 福祉活動を担う人材の育成

ボランティア参加のきっかけづくりやボランティア活動の活性化が求められていることから、地域福祉に関わる人材養成講座への参加促進やNPO、ボランティア団体の発足に向けた相談等の支援に取り組めます。

①地域の多様な人材の育成

取組の方向性	○地域活動を担うリーダーをはじめとする多様な人材の育成のため、養成講座等を実施するとともに団体への支援を行います。	
	○地域活動の担い手の高齢化により、活動の継続が難しい団体もある中、元気で意欲のある高齢者をはじめ、意欲・関心のある人を地域活動へと結びつける取組を行います。	
主な取組	▶手話奉仕員養成事業	社会福祉課
	▶認知症サポーター養成講座	いきいき高齢課
	▶消費生活リーダー養成講座受講生助成事業	くらし安全課
	▶家庭教育オピニオンリーダー養成事業	生涯学習課
	▶女性教育指導者養成事業	市民協働推進室

②NPO、ボランティア活動の活性化

取組の方向性	○ボランティア養成やコーディネート機能の強化に向け、ボランティア連絡協議会や社会福祉協議会と連携し、各種取組を支援します。市民活動推進センター「コラボレもおか」の活動を支援します。	
	○NPOやボランティア活動等に意欲・関心を持ちながらも実践に結びついていない、潜在的な人材の発掘に取り組めます。また、継続した活動ができるよう支援します。	
	○NPOやボランティア団体等の活動場所の提供に努めるとともに、運営上の困りごと等に対し、解決に向けた支援を行います。	
主な取組	▶市民活動推進センター運営事業	市民協働推進室

基本目標 1 における数値目標

施策	指標名	基準年次 (令和2年度)	目標年次 (令和8年度)
(1) 支え合いのコミュニティづくり	高齢者等見守りネットワーク事業実施地区	13 地区 (令和元年度 18 地区)	29 地区
	地域づくり事業 6 事業以上の実施区数	27 区 (令和元年度 77 区)	90 区
	地域での活動に参加している市民の割合 (市民意向調査) ※基準年次は令和元年度	40.1%	43.2%
(2) 福祉意識の向上のための取組	民生委員・児童委員 (社会福祉協力員) 活動の P R 回数	3 回	4 回
	出前講座数 (実施数)	48 講座 (令和元年度 166 講座)	200 講座
(3) 福祉活動を担う人材の育成	女性教育指導者研修参加者数	1 人	4 人
	ボランティア団体の数 ※市民活動推進センター登録団体数・ボランティア連絡協議会参加団体数・NPO法人数の合計	245 団体	270 団体
	今までにNPO法人やボランティア団体の活動に参加したことがある市民の割合 (市民アンケート調査)	37.4%	40.0%

基本目標 2 充実した福祉サービスのあるまち

(1) 地域福祉ネットワークの構築

地域の活性化や様々な生活課題を解決するため、福祉分野やそれ以外の様々な分野と連携した地域福祉ネットワークの構築に努めます。そのために、誰もが気軽に参加できる交流活動や相談、情報提供の場である地域福祉活動基盤の充実を図ります。また、超高齢社会や障がい者、子ども、その他各分野に対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

① 地域福祉活動基盤の充実

取組の方向性	○誰もが身近なところで様々な活動に参加できるよう地域福祉活動の基盤整備を図り、交流活動や相談、情報提供の場を充実し、市民同士の自主的な支え合いの活動を支援します。 ○様々な地域活動を実施し、これまで地域で孤立していた市民等に対して交流の機会の提供に努めます。	
主な取組	▶まちなか保健室事業	健康増進課
	▶シルバーサロン事業	いきいき高齢課
	▶児童館運営事業	保育課
	▶子育て支援センター事業	こども家庭課
	▶地域子どもすくすく元気事業	こども家庭課

② 全市民を対象にした地域包括ケアシステムの構築

取組の方向性	○高齢者を対象としている地域包括ケアシステムについて、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年問題に対応するため、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供できるよう推進に努めます。 ○誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、各分野の支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりについて、関係機関と連携し、体制整備に努めます。	
主な取組	▶生活支援体制整備事業	いきいき高齢課
	▶総合相談支援事業	いきいき高齢課

(2) 地域における福祉サービスの充実

今後充実してほしい市の取組として、市民の多様な福祉ニーズに対応した福祉サービスの充実が求められています。

妊娠期から子育て期にわたるまでのニーズに対して、総合的支援を提供する拠点としての子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、子育て支援センター等による子育て支援の充実を図ります。また、地域における切れ目のない支援を提供するため、介護保険と障がい福祉両制度をまたがる一体的な支援として共生型サービスの体制整備及び提供を検討します。

このように、子ども、高齢者、障がい者をはじめ、生活困窮者や地域で様々な生活課題を抱える人に向けた施策の充実に取り組みます。

また、「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」に不安を感じる市民が多くみられるため、高齢者等の健康・生きがいづくりにつながる施策に取り組みます。

なお、限られた事業費の中で福祉サービスの充実を図るにあたり、活動資源となる真岡市ふるさと寄附金等は貴重な財源となります。今後、寄附金等の周知に取り組むほか、財源の一部として有効に活用します。

①社会福祉協議会支援の強化

取組の方向性	○地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会の体制強化を図るとともに、定期的な情報交換・連携を図りながら、活動を支援します。	
主な取組	▶社会福祉協議会運営支援事業	社会福祉課

②子育て支援の充実

取組の方向性	○「真岡市子ども・子育て支援プラン」に基づき、子育て世代包括支援センター及び子育て支援センターの機能充実、利用ニーズに応じた放課後児童クラブの整備、ファミリー・サポート・センターの利用促進、地域サロンの支援強化等、地域における子育て支援の充実を図ります。 ○新庁舎周辺に子どもの遊び場、子育て支援センター等の複合施設の整備を進めます。	
主な取組	▶子育て世代包括支援センター事業	こども家庭課
	▶子育て支援センター運営・整備推進事業	こども家庭課
	▶ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課
	▶放課後児童健全育成事業	保育課
	▶放課後子ども教室事業	生涯学習課

③高齢者福祉施策の充実

取組の方向性	○「真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防ボランティアの育成やシルバーサロン事業の充実等、地域における介護予防の推進や生きがいづくりの推進を図ります。 ○高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は今後更に増加することが見込まれており、認知症予防や早期発見・早期対応、相談事業等、本人やその家族に対する支援の充実を図ります。 ○高齢者のニーズに応じた職域の開拓をはじめ、就労に向けた活動が活発に行われるよう、シルバー人材センター等と連携し、就労支援を行います。	
主な取組	▶地域福祉づくり推進事業	いきいき高齢課
	▶シルバーサロン事業	いきいき高齢課
	▶認知症予防オレンジサポーター養成講座	いきいき高齢課

④障がい者施策の充実

取組の方向性	○「真岡市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、障がい者が身近な地域で生活できるよう、障がい福祉サービス基盤の充実を図ります。 また、相談支援事業において、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行います。さらに、地域の相談支援事業者等の相談機関との連携の強化を行うため、真岡市障害児者相談支援センターや基幹相談支援センターの機能強化を図り、より総合的・専門的な相談体制を目指します。 ○障がい者等の活動場所や交流場所を提供し、就労につながる様々な機会の提供を行い、社会参加や生きがいづくりの推進を図ります。 ○障がい者等が自信や生きがいを持って社会参画できるよう農福連携の周知を図り、農業分野における障がい者等の雇用促進を図ります。	
主な取組	▶障がい者相談支援事業	社会福祉課

⑤生活困窮者等への支援の充実

取組の方向性	○生活困窮者の自立の促進を図るために、生活困窮者自立支援法に基づき、相談や家計改善支援、就労支援、学習支援、住居確保給付金の支給等の各種支援を実施します。 ○相談支援員、就労支援員が生活困窮者の相談を受け、利用可能な支援策について助言を行います。また、生活保護が必要な人には生活保護を適用し、生活に必要な最低限の支援を行うとともに必要に応じて自立助長を促します。	
主な取組	▶生活困窮者自立支援事業	社会福祉課

⑥健康づくりの推進

取組の方向性	○「健康増進計画（真岡市健康21プラン）」に基づき、乳幼児から高齢者まで、地域での健康づくりを推進します。 ○「真岡市自殺対策計画」に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、こころの健康づくりに関する周知啓発を行います。	
主な取組	▶地域健康づくり推進事業	健康増進課
	▶自殺予防対策事業	社会福祉課



(3) 包括的な支援体制の構築

近年、社会的孤立、ダブルケア、8050問題、生活困窮等の問題が複雑化・複合化しており、これまでの高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった属性別の支援体制では、対応が困難な状況となっています。このような現状に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の充実を図るとともに、国が示す新たな事業である重層的支援体制整備事業（1.相談支援、2.参加支援、3.地域づくりに向けた支援）の実施に向けて体制の構築に向けた取組に努めます。

① 相談支援体制の充実

取組の方向性	○複雑で多岐にわたる相談内容に対し、属性や世代、分野等にとらわれない一体的な相談の受け止め体制を構築します。 ○専門職・関係機関などによる専門的な相談ができるよう支援します。	
主な取組	▶子育て世代包括支援センター事業	こども家庭課
	▶子ども家庭総合支援拠点事業	こども家庭課
	▶障がい者相談支援事業	社会福祉課
	▶生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
	▶包括的支援事業	いきいき高齢課

② 地域課題や支援を必要とする人の早期把握

取組の方向性	○積極的なアウトリーチを行い、いつでも気軽に相談できる体制を構築するとともに、各種福祉サービスにつなげられるよう相談窓口と各機関との連携を強化します。	
主な取組	▶乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭課



③地域における交流の場の充実

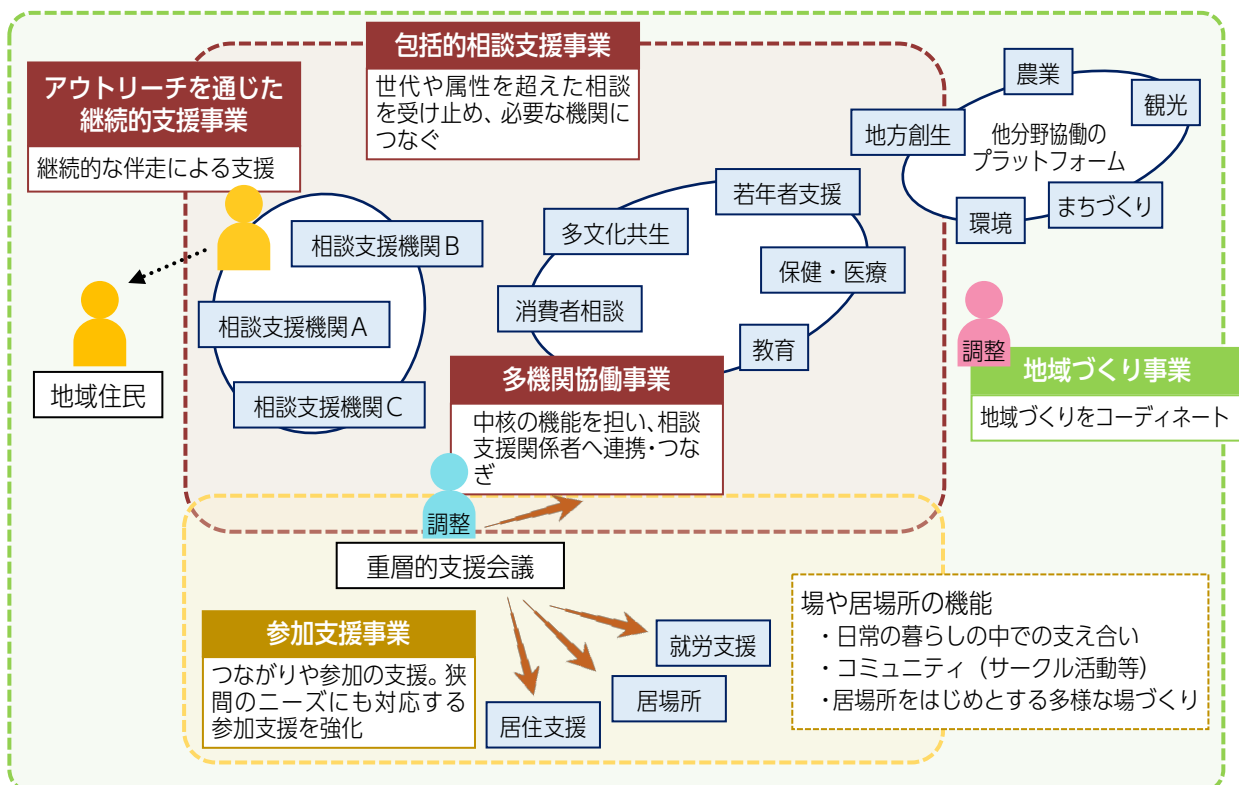
取組の方向性	○既存の地域づくり事業を活かし、誰もが気軽に立ち寄ることができる地域の居場所づくりや多様な地域活動、交流できる事業を地域や関係機関との連携により推進します。	
主な取組	▶地域介護予防活動支援事業	いきいき高齢課
	▶生活支援体制整備事業	いきいき高齢課
	▶地域活動支援事業	社会福祉課
	▶地域子育て支援拠点事業	こども家庭課

④重層的支援体制整備事業実施に向けた取組

取組の方向性	○地域共生社会の実現のため、庁内協議や関係機関との連携会議を実施し、重層的支援体制整備事業の実施に向けた具体的な体制づくりを進めます。	
主な取組	▶参加支援事業	関係各課
	▶アウトリーチ事業	関係各課
	▶多機関協働事業	関係各課

※アウトリーチ事業とは、複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けるほか、各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などに係る情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見つけ、働きかけを行う事業。

【重層的支援体制整備事業のイメージ】



※資料：厚生労働省資料より

(4) わかりやすい情報提供の充実

地域福祉が推進されるためには、福祉サービスをはじめ、相談窓口や民生委員・児童委員、ボランティア等の地域における活動、地域資源等の必要とするあらゆる情報を、年齢や障がいの有無等に関わらず誰もがスムーズに、確実に得られる環境が不可欠です。広報紙をはじめとする様々な情報媒体を用いて、わかりやすい情報提供の充実に取り組みます。

①情報提供の充実

取組の方向性	○高齢者や障がい者など、誰にでもわかりやすい情報提供を心掛けるとともに、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣をするなど、情報のバリアフリー化を推進します。	
	○広報紙やパンフレット、ホームページ、ケーブルテレビ、FMラジオ、公式アプリ、各種SNS等を活用して積極的な情報発信を行うとともに、関係機関や団体等との情報を共有し、利用する側に立った効果的な情報提供を充実します。	
主な取組	▶意思疎通支援事業	社会福祉課
	▶広報事業	秘書広報課



(5) 福祉サービスの質的向上

利用者の立場に立った福祉サービスの提供や介護サービス適正実施指導事業及び福祉サービス第三者評価制度の更なる周知、利用促進等によるサービス提供事業者への支援等に取り組み、質の向上を図ります。

①福祉サービス従事者の質の向上

取組の方向性	○多様化・複雑化する相談に対し、相談業務等福祉サービスに従事する者が専門性を発揮し、質の向上を図れるよう、各種研修等の支援や、福祉サービス事業者への各種研修等の周知を積極的に行います。	
主な取組	▶地域密着型施設事業所実地指導事業	いきいき高齢課

②福祉サービス事業者との連携の強化

取組の方向性	○多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、福祉サービス事業者との事例の共有や意見交換を通し、福祉サービスの質の向上を図れるよう連携を強化します。	
主な取組	▶障がい者相談支援事業	社会福祉課
	▶基幹センター運営事業（障がい者）	社会福祉課

③福祉サービス事業者への支援

取組の方向性	○福祉サービス利用者の不満、苦情の解消や利用者の声をサービス事業者に伝えるため相談員の派遣や、福祉サービス第三者評価制度を設置する等、福祉サービスの質の向上へつながる制度等を広く周知し、利用促進を図ります。	
主な取組	▶介護サービス適正実施指導事業	いきいき高齢課



基本目標 2 における数値目標

施策	指標名	基準年次 (令和 2 年度)	目標年次 (令和 8 年度)
(1) 地域福祉ネットワークの構築	まちなか保健室健康相談実施延べ日数	258 日 (令和元年度 617 日)	802 日
	子育て支援センター延べ利用人数	11,068 人 (令和元年度 25,280 人)	20,000 人
(2) 地域における福祉サービスの充実	真岡市で子育てをしたいと思う親の割合	97.8%	98.0%
	シルバーサロン延べ利用者数	3,467 人 (令和元年度 12,628 人)	10,800 人
	地域健康づくり推進事業実施区数	38 区 (令和元年度 87 区)	130 区
(3) 包括的な支援体制の構築	児童虐待又は児童虐待の疑いがあるお子さんがいる場合、どこに相談・通報するかわからない保護者の割合 (子ども・子育て支援事業ニーズ調査) ※ 5 年に一度の調査のため基準年次は平成 30 年度	就学前児童の保護者 12.0%	就学前児童の保護者 5.0%
		小学生の保護者 11.3%	小学生の保護者 5.0%
	障がい者相談延べ件数	1,716 件	2,000 件
	生活困窮者自立支援事業(就労支援事業) 就労割合	13.0%	15.0%
	悩みや不安の相談先がわからないという市民の割合 (市民アンケート調査)	10.2%	8.0%
(4) わかりやすい情報提供の充実	手話通訳・要約筆記者派遣事業利用件数	148 件	170 件
	市政に関する情報を得られていると感じている市民の割合 (市民意向調査)	62.3%	70.0%
(5) 福祉サービスの質的向上	障がい者に関する地域相談支援機関とのケース共有会議及び情報交換の実施回数	15 回	30 回
	障がい者施設サービスの質の向上のための指導件数	36 件	45 件
	介護サービス訪問事業所数	13 か所 (令和元年度 29 か所)	30 か所

基本目標3 安全で安心して暮らし続けられるまち

(1) 住み続けられる住環境の整備

誰もが安心して、快適な日常生活を営むとともに、自らの意志で自由に行動でき、積極的に社会参加できるよう、生活道路や公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れたやさしいまちづくりを推進していきます。

また、高齢化の進行や自動車運転免許証返納に伴い、自分の力だけで移動ができない人が増加することが予想されるため、高齢者をはじめ、移動に困難を感じる人のニーズに対応した交通環境の整備を図るとともに、地域に暮らすすべての人が安心して住み続けられるよう、居住環境の整備を図ります。

①バリアフリーのまちづくりの推進

取組の方向性	○すべての人が住みやすいまちづくりを目指し、道路、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進します。 ○地域の要望や市民からの通報、道路パトロール等による修繕箇所について、迅速に対応し、安全・安心な環境維持に努めます。	
主な取組	▶公共施設等整備事業	関係各課
	▶道路整備事業	建設課

②利用しやすい交通環境の整備

取組の方向性	○いちごタクシー（デマンドタクシー）やいちごバス（コミュニティバス）の利用促進を図るとともに、新たな市内公共交通網の検討や福祉タクシー券の交付等、高齢者や障がい者の移動支援の充実を図ります。 ○民間事業者と連携を図り、市民のニーズに対応した公共交通利用環境の充実を図ります。	
主な取組	▶障がい者移動支援事業	社会福祉課
	▶福祉タクシー事業	社会福祉課 いきいき高齢課
	▶公共交通ネットワーク整備事業	総合政策課
	▶ユニバーサルデザインタクシー整備事業費補助事業	総合政策課

③居住環境の充実

取組の方向性	○高齢者、障がい者、低所得者等の住宅確保が必要な人への支援として、県や民間事業者等と連携し、適切な管理や住まいの安定的な供給に努めます。 ○高齢者や障がい者等の多様なニーズに応じた安心できる住宅の確保を推進します。	
主な取組	▶市営住宅管理事業	建設課
	▶住宅セーフティネット構築の推進	建設課



(2) 安心して暮らせる環境の整備

台風や地震などの自然災害の発生や感染症の拡大は、すべての地域住民に甚大な被害を及ぼす可能性があるため、平常時から災害時に対する心構えを周知し、感染症対策への厳重な対応を図ることで、災害・感染症に対応した強いまちづくりを推進します。

また、高齢者に対する交通安全の啓発をはじめ、防犯意識の向上や消費生活に関する情報の周知に取り組み、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

①災害時避難行動要支援者に対する支援

取組の方向性	○災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿の更新を随時実施し、災害時における個別計画の策定を推進します。また、避難行動要支援者が安全に避難できるよう関係機関と連携を図ります。	
主な取組	▶避難行動要支援者対策事業	社会福祉課

②地域の防災活動に対する支援

取組の方向性	○地域における自主防災活動を行う自主防災組織の育成を行うとともに、災害時における地域住民の協力体制の確立と意識の高揚を図るため、地域で行う防災避難訓練を実施します。また、防災に関する周知啓発に努めます。	
主な取組	▶自主防災組織育成事業	くらし安全課
	▶防災避難訓練事業	くらし安全課

③地域の交通安全・防犯・消費生活活動に対する支援

取組の方向性	○高齢者や子ども等の市内の交通事故や犯罪被害、消費生活におけるトラブルを防止するため、地域における交通安全、防犯、消費生活活動に対する支援を行います。 ○警察や学校、関係機関・団体と連携し体制強化を図るとともに、地域の自主的な活動を支援し、地域ぐるみの見守り活動を推進します。	
主な取組	▶地域づくり事業	くらし安全課
	▶交通安全啓発事業	くらし安全課

④感染症対策の推進

取組の方向性	○日常生活や地域福祉の推進にあたり、「新しい生活様式」（1. 身体的な距離の確保、2. マスクの着用、3. 手洗いの基本的感染防止対策）の定着や継続した対策を図ります。 ○今後も感染防止対策に関する情報提供や周知啓発に努め、感染防止対策を講じながら地域交流活動の見直しや新しい生活様式に基づいた活動を推進します。	
主な取組	▶感染症予防に関する啓発事業	健康増進課



(3) 市民一人一人の人権の尊重

認知症高齢者や障がい者等の判断能力が十分でない人等に対応する成年後見制度の利用促進や障害者差別解消法の普及啓発に取り組みます。

また、多様な人権が尊重されるよう男女共同参画等の推進を図るとともに、虐待やDVに関する相談件数の増加や複雑困難なケースに対応するため、関係機関との連携を図った支援強化に取り組みます。

①権利擁護事業の普及と啓発

取組の方向性	○判断能力が十分でない人等が地域において自立して生活できるよう、成年後見制度について広く周知するとともに、利用等についての相談窓口を充実します。地域包括支援センターや民生委員・児童委員と連携し、対象者の把握に努めます。 ○成年後見制度利用促進基本計画を定め、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的な推進を図ります。 [真岡市成年後見制度利用促進基本計画] 参照 ○障がいを理由とする差別の解消のため、行政サービス等における合理的配慮を行うとともに、障害者差別解消法についての周知等を図ります。	
主な取組	▶成年後見制度利用支援事業（高齢者・障がい者）	いきいき高齢課 社会福祉課
	▶権利擁護事業	いきいき高齢課
	▶障害者差別解消法の普及啓発事業	社会福祉課

真岡市成年後見制度利用促進基本計画

ア) 計画の目的

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が困難な人を後見人等が代理し、必要な契約等の締結や財産管理を行うなど、本人の保護をする制度です。

近年、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や単身高齢者等は増加傾向にあり、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性が高まっています。制度の利用促進に関する施策の総合的な推進を図るため、「真岡市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、本人保護といった基本的な考えのもと、住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

イ) 計画の位置付け・期間

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」第14条第1項の当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画として、位置付けます。

また、本計画は「真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期）」と一体の計画として策定することから、計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ウ) 真岡市の現状と課題

- 本市の高齢化率は令和2年10月1日現在で27.3%となっており、人口推計をみると、令和22（2040）年においては、高齢化率は33.3%と、3人に1人が高齢者という人口構成になることが予測されています。それに伴い、認知症高齢者も増加することが見込まれます。
- 本市の知的障がい者と精神障がい者は、平成29年から令和2年にかけて、いずれも増加傾向にあります。
- 市民アンケート調査における成年後見制度の認知度は、「知らない」が38.7%、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」が31.4%と、約7割が制度について知らない、わからないという結果になっています。
- 市民アンケート調査における成年後見制度が必要になった場合の利用意向は、「わからない」が62.7%となっています。

高齢者や障がい者を取り巻く現状から、今後も成年後見制度の必要性が高まることが見込まれますが、制度の周知が進んでいないのが現状となっています。

今後は、制度の周知及び権利擁護の重要性について普及啓発を図るとともに、制度の正しい理解を広め、必要に応じた制度の利用を促進することが必要となります。また、適切な支援を提供するため、相談・対応体制の整備と利用しやすい環境整備が求められています。

エ) 今後の方策

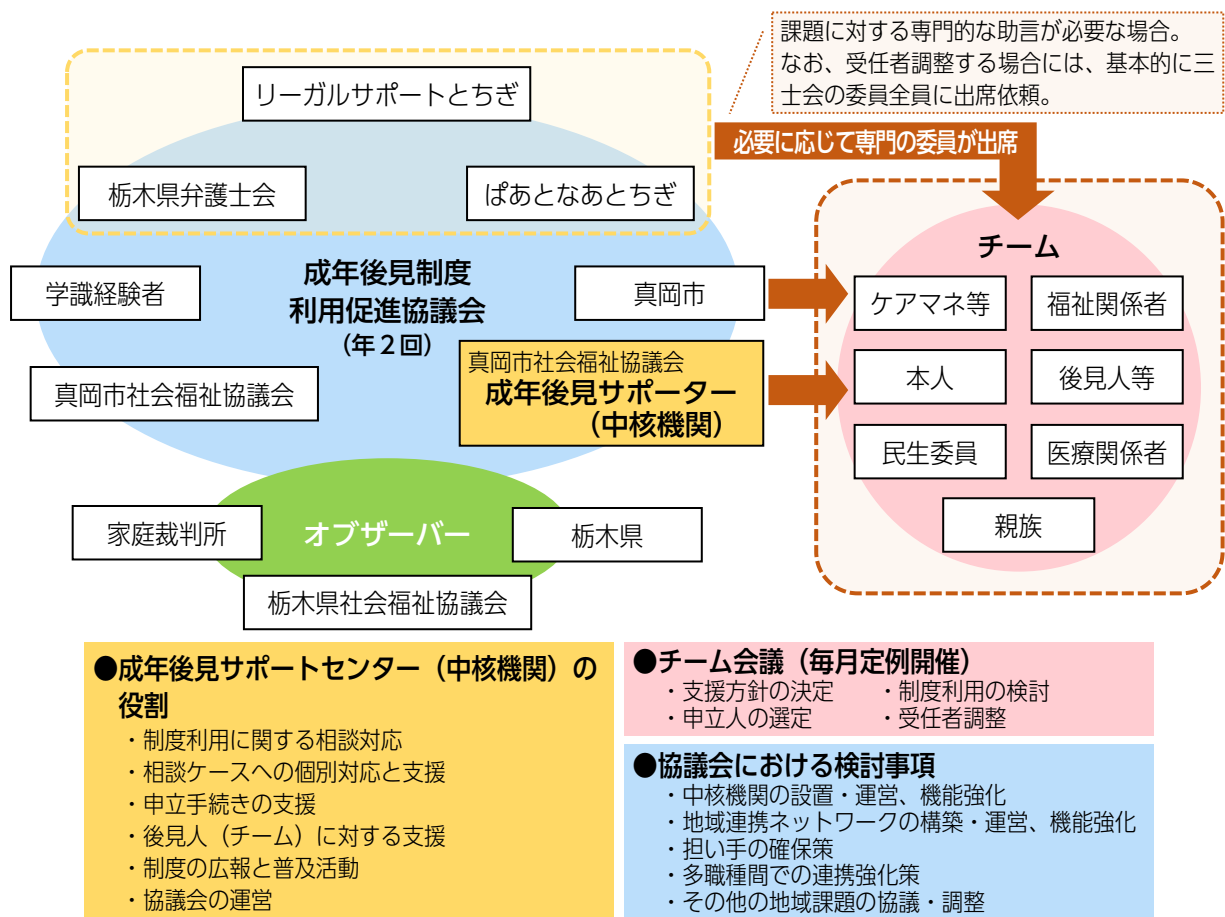
■地域連携ネットワークの構築

後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守る「チーム」による支援体制の整備を図るとともに、地域の専門職団体や関係機関との連携強化策などの地域課題の検討・調整を行う「成年後見制度利用促進協議会」を活用し、成年後見制度の利用促進を目的とした「地域連携ネットワーク」の構築を進めます。

【地域連携ネットワークの役割】

- ・権利擁護支援の必要な人の発見、支援
- ・早期の段階から相談、対応体制の整備
- ・意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

【地域連携ネットワークのイメージ】



■成年後見サポートセンターの取組

「成年後見制度利用促進協議会」の事務局としての役割を担い、「地域連携ネットワーク」において関係機関とのコーディネートを行う「成年後見サポートセンター」の機能強化を図り、地域の様々な団体等と連携し、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

■成年後見サポートセンターの機能

広報機能	成年後見制度について、パンフレット作成・配布、研修会の開催など普及啓発を積極的に行います。
相談機能	相談体制を強化し、多方面からの多様な相談を受けます。 相談者のニーズを見極め、必要な支援につなげます。
成年後見制度 利用促進機能	成年後見の申し立てに関わる支援や適正な候補者の選任を行います。 ①受任者調整（マッチング）等の支援 ②日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
後見人支援機能	後見人等の活動を支援します。

②男女共同参画の推進

取組の方向性	○男女が共にあらゆる分野の地域活動に参加することができるよう、男女共同参画についての情報紙の発行や地域座談会、講演会、セミナー等を実施し、普及啓発を図ります。	
主な取組	▶男女共同参画社会づくり事業	市民協働推進室

③虐待、DVの防止

取組の方向性	○虐待やDV防止に向けた啓発活動を充実するとともに、児童、高齢者、障がい者の虐待防止に向けた相談体制と関係機関との連携を強化し、早期発見、早期対応ができる体制整備を図ります。 ○虐待やDVの被害者のためのサポートとして、心のケアや自立支援を図るとともに、虐待やDVを行った者が抱える課題の解決に向けた支援を実施します。	
主な取組	▶乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭課
	▶要保護児童等対策事業	こども家庭課
	▶婦人相談事業（DV相談を含む）	こども家庭課
	▶虐待防止対策事業（児童・高齢者・障がい者）	こども家庭課 いきいき高齢課 社会福祉課

基本目標3における数値目標

施策	指標名	基準年次 (令和2年度)	目標年次 (令和8年度)
(1) 住み続けられる住 環境の整備	障がい者福祉タクシー券利用率	35.1%	40.0%
	公共交通が利用しやすいと感じてい る市民の割合（市民意向調査）	32.5%	45.0%
(2) 安心して暮らせる 環境の整備	避難行動要支援者の災害時における 支援の要・不要に関する回答割合	57.9%	80.0%
	防災避難訓練の実施回数	0回 (令和元年度1回)	3回
	交通安全教室の開催数	86回 (令和元年度168回)	200回
(3) 市民一人一人の人 権の尊重	成年後見制度を知っている市民の割 合（市民アンケート調査）	27.4%	35.0%
	成年後見制度利用による相談件数	高齢者 17件	高齢者 152件
		障がい者 2件	障がい者 6件
	男女の固定的役割分担意識が解消さ れていると感じている市民の割合 （市民意向調査）	52.1%	60.0%



— 第3部 地域福祉活動計画 —



基本目標1 共に助け合い、支え合うまち

(1) 支え合いのコミュニティづくり

近所付き合いの希薄化や自治会等の活動への参加が十分ではない状況がみられているため、感染症拡大防止の観点も含め、地域との関わり方やコミュニティのあり方に留意しながら、市民同士が身近な地域で気軽に集える交流の場づくりを支援します。

また、多様な主体の参画による定期的な協議の場として、地域住民を主体とした協議体の設置を推進します。

①地域の連携体制の強化

取組の方向性

○地域の関係者、医療関係者、介護関係者、行政職員、社会福祉協議会職員等が共に協議できる場を設置し、地域課題の解決に向けた関係者の連携体制の強化を図ります。

主な取組

▶生活支援体制整備事業

②支え合いとふれあいの場づくりの推進

取組の方向性

○市民同士が気軽に集える地域の交流の場“サロンづくり”が様々な地区で行われ、地域の支え合いの力が高まるよう、更なる推進を図ります。

主な取組

▶ふれあい・いきいきサロン事業

◆私たちにできること

市民として

- あいさつ、声かけに加えて、ちょっとした会話をする「あいさつ＋1」を実践すること。
- 買い物や登下校時等、日常にある機会を利用し、様々な年代による相互の見守りを実施すること。
- 地域の行事に積極的に参加すること。
- 隣近所で支援が必要な人の情報を共有すること。

事業所として

- 福祉施設は地域拠点の一つであるとの意識を持つこと。
- 福祉施設（職員、利用者）は地域の行事に積極的に参加すること。

地域として

- 自治会等の活動内容の充実や周知による会員の増加に努めること。
- 地域の助け合いや支え合いの方法等について話し合い、実践すること。
- 民生委員・児童委員や地域福祉推進員、社会福祉協議会等の関係機関や団体、行政との連携を深めること。

(2) 福祉意識の向上のための取組

近所付き合いの希薄化や地域活動への参加者の減少傾向がみられることから、学校や保育所、福祉施設等と連携し、福祉教育の充実を図るとともに、ボランティアの派遣等により、地域活動の活性化を図ります。

①福祉教育の充実

取組の方向性	○思いやりの心や支え合いの意識を醸成するため、学校や保育所等と連携し、福祉教育の充実を図ります。また、福祉施設でのボランティア活動や障がい者との交流の場を提供し、福祉への理解と意欲を高めます。
主な取組	▶福祉教育推進事業：小学生（ふれあい体験講座等）
	▶福祉教育推進事業：中高生（ボランティアスクール等）
	▶おじいちゃん保父事業

②地域の福祉活動への支援

取組の方向性	○ボランティア派遣等、地域の福祉活動の支援を行い、その活性化を図ります。 ○地域のニーズに合ったボランティアの派遣を行うため、地域や関係団体等と連携し、更なるニーズの把握を行います。
主な取組	▶ボランティア派遣事業

◆私たちにできること

市民として

- まずは家庭内、そして近所へと関心を広げていくこと。
- 地域や行政等が開催する福祉学習の機会に積極的に参加すること。
- 広報紙等に掲載されている地域活動に目を向けること。

団体等として

- 地域福祉活動の周知について、積極的に活動内容を発信すること。
- 学校や福祉の現場と連携し、福祉教育の充実を図ること。

事業所として

- 施設見学や地域交流スペースの貸出等、地域との関わりを大切にすること。

地域として

- 地域の課題や困りごと等について、住民が話し合える機会を作ること。

(3) 福祉活動を担う人材の育成

ボランティア参加のきっかけづくりや情報発信等によるボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア養成講座の充実をはじめ、ボランティアセンター機能の充実や地域福祉を展開する人材の確保に取り組みます。また、広く担い手を確保するため、個人や自治会、老人クラブのほか、社会福祉法人や企業等にも働きかけを行います。

① ボランティア養成講座の開催

取組の方向性	○地域における多様なニーズに対応するため、ボランティア養成講座を開催します。また、講習会修了者を実践活動に結び付けられるよう支援します。
主な取組	▶傾聴ボランティア養成事業 ▶手話ボランティア養成事業 ▶点字ボランティア養成事業 ▶音訳ボランティア養成事業

② ボランティアセンター機能の充実

取組の方向性	○市内のボランティア活動の普及推進を図るため、ボランティア活動を行おうとする個人及び団体の登録を推進します。また、ボランティア団体が自主的に活動できるよう様々な支援を行うとともに、ボランティア活動に関する相談に応じます。 ○地域の生活課題に密着した小地域での福祉活動等、幅広い分野で行われているボランティア・市民活動を活性化するため、ボランティアセンターの連携、連絡・調整機能を更に強化します。
主な取組	▶ボランティア登録事業 ▶ボランティア団体支援事業 ▶ボランティアセンター情報共有事業

③ 地域福祉を展開する人材の確保

取組の方向性	○地域住民と社会福祉協議会をつなぎ、地域の実情に合わせた福祉活動を展開する人材の育成と全区への設置を図ります。
主な取組	▶地域福祉推進員事業

◆私たちにできること

市民として

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、理解を深めること。
- ボランティアの養成講座や活動に積極的に参加すること。

団体等として

- 地域の市民誰もが参加しやすい活動を目指すこと。
- 興味や関心事に合わせた活動に参加できるよう情報発信をすること。

事業所として

- 職員が持つ専門性を活かし、地域や学校で実施する福祉教育に積極的に協力すること。
- ボランティアを積極的に受け入れること。



基本目標 1 における数値目標

施策	指標名	基準年次 (令和2年度)	目標年次 (令和8年度)
(1) 支え合いのコミュニティづくり	第2層協議体*設置数	4 か所	7 か所
	ふれあい・いきいきサロン設置数	57 か所	60 か所
(2) 福祉意識の向上のための取組	小学生を対象とした講座参加者数	未実施 (令和元年度13人)	15 人
	中高生を対象とした講座参加者数	未実施 (令和元年度28人)	30 人
	ボランティア派遣件数	26 件 (令和元年度120件)	130 件
(3) 福祉活動を担う人材の育成	傾聴ボランティア養成講座参加者数	3 人 (令和元年度6人)	10 人
	手話ボランティア養成講座参加者数	未実施 (令和元年度13人)	20 人
	点字ボランティア養成講座参加者数	3 人 (令和元年度5人)	10 人
	音訳ボランティア養成講座参加者数 (隔年開催)	— (令和元年度2人)	10 人
	社会福祉協議会登録ボランティア団体数	19 団体	20 団体
	地域福祉推進員設置区数	71 区	133 区

※第2層協議体とは、地区ごとに設置される協議体であり、地区内の課題の発掘と解決に向けた取組を推進しています。地区は日常生活圏域（5圏域）を基準とし、そのうちの二宮圏域に関しては、久下田地区、長沼地区、物部地区のそれぞれに協議体を設置することとなっています。なお、地区ごとを対象とした第2層協議体に対し、市全域を対象とした第1層協議体があります。

基本目標2 充実した福祉サービスのあるまち

(1) 地域福祉ネットワークの構築

地域における多様な福祉課題に対応するためには、地域における支え合いの活動の展開とその実施主体の連携を強化する必要があります。そのため、地域福祉活動の実施主体の交流の場を設け、連携の強化を図ります。

①地区社会福祉協議会の機能充実

取組の方向性

○より身近できめ細かな地域福祉活動が展開できるよう、地区社会福祉協議会の機能の強化及び地区社会福祉協議会間の連携の強化を図ります。

主な取組

▶地区社会福祉協議会支援事業

◆私たちにできること

市民として

- 「孤立しない」、「孤立させない」ために、無理のない範囲で、お互いに見守り合うこと。
- 地域づくり事業やふれあい・いきいきサロン事業、老人クラブ活動等の地域活動に積極的に参加し、住民同士のネットワークづくりに努めること。

団体等として

- 地区社会福祉協議会等の活動を強化し、地区を範囲としたネットワークづくりに努めること。

事業所として

- 地域活動に対して場所の提供や事業所として参加する等、地域活動に参加・協力すること。

地域として

- 地域の取組や活動等を住民に向けて積極的に周知すること。

(2) 地域における福祉サービスの充実

社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、老人給食サービス事業等の在宅福祉サービスや、住民による見守りや支え合い活動への支援等、日常生活における支援の充実が求められています。住み慣れた地域で自分らしく安心した生活が送れるよう、見守り活動の充実、障がい者への支援や当事者団体への支援、生活困窮者の自立に向けた支援の充実を図ります。

①見守り活動の充実

取組の方向性	○安否確認や社会的孤立感の解消、自立生活の援助等の充実を図るため、地域の見守り拠点との連携強化とともに、地域において支援が必要な人の見守り活動を推進します。
主な取組	▶老人給食サービス事業

②生きがいづくりやふれあい活動の推進

取組の方向性	○家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等が地域で生きがいを持って生活できるよう、気軽に集える場の提供や当事者団体への支援の充実を図ります。また、参加者の増加や活動の活性化に向けた取組を実施し、高齢者等への支援を推進します。
主な取組	▶真岡市老人クラブ連合会支援事業

③要支援者への日常的な支援の充実

取組の方向性	○障がい者等要支援者の自立と社会参加を支援するサービスの提供や当事者団体への支援を充実します。また、多様なニーズに対応するため、関係機関との連携強化を図ります。
主な取組	▶真岡市こども発達支援センターひまわり園（児童発達支援事業）運営事業
	▶真岡市こども発達支援センターひまわり園（放課後等デイサービス事業）運営事業
	▶就労継続支援真岡さくら作業所運営事業
	▶地域活動支援センター運営事業
	▶さくら作業所・地域活動支援センター合同収穫祭開催事業
	▶真岡市肢体不自由児者父母の会支援事業
	▶真岡市身体障害者福祉会支援事業
	▶真岡市母子寡婦福祉会支援事業
	▶真岡市知的障がい者育成会支援事業

④低所得世帯への支援の充実

取組の方向性	○低所得世帯が住み慣れた地域で、自立し安心して暮らすことができるよう、各種事業の充実を図ります。
主な取組	▶愛の基金交付事業
	▶緊急食料等給付事業
	▶歳末たすけあい募金配分事業
	▶社会福祉金庫貸付事業
	▶生活福祉資金等貸付事業
	▶善意銀行運営事業
	▶自立相談支援事業
	▶家計改善支援事業

◆私たちにできること

市民として

○市や社会福祉協議会、地域にある福祉施設の取組等に関心を持つこと。

団体等として

○市や社会福祉協議会の保健や福祉の計画、地域の課題について話し合い、地域で必要なサービス（インフォーマルサービス等）の創出に取り組むこと。

事業所として

○専門知識を持つ機関として、地域に開かれた事業所となるような取組も行うこと。

※インフォーマルサービスとは、家族や隣近所などの地域住民同士、友人・知人、地域のボランティア団体等が行う非公的な援助のことで、制度的に位置付けられた公的な支援（サービス）であるフォーマルサービスとの対比の意味で使用されます。

(3) 包括的な支援体制の構築

社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、気軽に相談できる福祉総合相談の充実を求める声が多くなっています。多様化する相談に対応できるよう各種相談支援の充実を図るとともに、必要な支援へとつなげられるよう関係機関等との連携を強化します。また、複雑化・複合化した支援ニーズにも対応できるよう、市が目指す包括的な支援体制を踏まえつつ、地域課題の解決力強化に努めます。

①各種相談支援の充実

取組の方向性	○気軽に相談できる相談窓口と専門性を持った相談窓口を設置し、多様化している相談に対する体制の強化を図ります。また、専門的な支援が求められる場合には、適切な機関へつなぐ等、様々なケースに対応できるよう支援体制の充実を図ります。
主な取組	▶相談支援事業所ひまわり（指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業）運営事業
	▶心配ごと相談事業
	▶無料法律相談事業

◆私たちにできること

市民として

- 何か困ったことがある時は、ひとりで悩まずに、周りの人等に相談すること。
- 地域の民生委員・児童委員や介護相談員等の専門員、行政等の相談窓口を把握すること。
- 早期発見、早期対応に努め、必要に応じて、行政や民生委員・児童委員、地域福祉推進員等につなぐこと。

団体等として

- 当事者団体においては、会員相互の助け合いを推進する機能と適切な機関につなぐための取組を推進すること。

事業所として

- 提供しているサービス以外の相談も受け止め、適切な機関につなげられるよう事業所間や法人間の連携に努めること。

(4) わかりやすい情報提供の充実

社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、福祉サービスに関する情報発信の充実が求められています。また、福祉サービスを安心して利用するためには、わかりやすい情報提供が求められているため、地域福祉の広報・啓発活動の充実を図るとともに、誰にでもわかりやすい情報の提供を行います。

①地域福祉の広報・啓発活動の充実

取組の方向性	○広報・啓発事業を充実させ、地域住民が求める情報の提供に加え各種事業や地域福祉活動の周知を行い、市民の福祉意識の向上と具体的活動への参加の促進を図ります。
主な取組	▶広報事業（ホームページ、広報紙「社協だより」発行） ▶啓発事業（真岡市社会福祉大会）

◆私たちにできること

市民として

- 行政や社会福祉協議会、地域から発行される情報紙やSNSに目を通すこと。
- 家族や近所の人と情報を共有すること。

事業所として

- 専門用語をさける等、利用者にとってわかりやすい情報の発信をすること。

地域として

- 掲示板等を有効活用し、積極的な情報発信をすること。



(5) 福祉サービスの質的向上

地域福祉推進のための財源の確保等、運営基盤の強化に取り組み、地域住民の要望等を取り入れた質の高い活動を目指します。

①運営基盤の強化

取組の方向性	○地区社会福祉協議会や社会福祉法人等による地域活動、ボランティア団体の活動を推進するために財源確保等の運営基盤の強化に取り組みます。また、社会福祉協議会会員の拡大や赤い羽根共同募金等の取組を通して、地域活動に対する関心を高め、地域のニーズを反映した質の高いサービスの提供を図ります。
主な取組	▶わたのみ基金運営事業
	▶社会福祉協議会会員の拡大
	▶赤い羽根共同募金事業

◆私たちにできること

市民として

- 福祉サービスや制度に興味を持ち、内容の理解を深めること。
- 社会福祉協議会会員会費や赤い羽根共同募金等に協力するとともに、その使われ方にも関心を持つこと。

事業所として

- 職員の資質や専門性の向上に努めること。
- 県や市、社会福祉協議会で実施する各種研修会等へ積極的に参加すること。
- 利用者の声の把握・集積に努め、より良いサービス提供体制を構築すること。



基本目標 2 における数値目標

施策	指標名	基準年次 (令和 2 年度)	目標年次 (令和 8 年度)
(1) 地域福祉ネットワークの構築	地区社会福祉協議会情報交換会等実施回数	0 回	2 回
(2) 地域における福祉サービスの充実	老人給食受給登録者数	175 人	180 人
	ひまわり園(児童発達支援事業)稼働率	64.0%	70.0%
	ひまわり園(放課後等デイサービス事業)稼働率	62.0%	70.0%
	真岡さくら作業所稼働率	62.0%	70.0%
	地域活動支援センター契約者数	15 人	18 人
	さくら作業所・地域活動支援センター 合同収穫祭参加者数	未実施 (令和元年度 10 人)	10 人
	歳末たすけあい募金配分金額	6,171,087 円	6,200,000 円
	社会福祉金庫貸付件数	23 件	30 件
	生活福祉資金貸付件数 (※コロナ特例貸付件数)	1 件 (※2,389 件)	5 件
	善意銀行配分件数	124 件	100 件
	自立相談支援事業新規相談件数	93 件	120 件
	自立相談支援事業プラン作成件数	44 件	50 件
	家計改善支援事業プラン作成件数 (令和 2 年度より実施)	5 件	10 件
(3) 包括的な支援体制の構築	相談支援事業ひまわり契約者数	208 人	210 人
	心配ごと相談所相談件数	36 件	50 件
	無料法律相談相談件数	132 件	120 件
(4) わかりやすい情報提供の充実	ホームページ新着情報発信件数	109 件	125 件
	社協だより配布部数	29,653 部	30,000 部
	社会福祉大会参加者数	115 人 (令和元年度 205 人)	275 人
(5) 福祉サービスの質的向上	わたのみ基金寄附及び運用益	3,575,857 円	5,000,000 円
	社会福祉協議会会費総額	9,258,100 円	10,000,000 円
	赤い羽根共同募金総額	9,481,421 円	10,000,000 円

基本目標3 安全で安心して暮らし続けられるまち

(1) 住み続けられる住環境の整備

在宅福祉の支援や地域広場の利用促進に取り組み、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けられる住環境づくりを推進します。

①在宅福祉の支援

取組の方向性

○各種貸出事業を充実し、障がい者等の積極的な社会参加を支援します。

主な取組

▶福祉車両及び車いす等貸出事業

②地域広場の利用促進

取組の方向性

○地域の広場等が快適に利用できるよう、また、利用促進を図るための環境整備に努めます。

主な取組

▶ベンチ設置事業

◆私たちにできること

市民として

- 地域の環境美化運動に積極的に参加すること。
- 地域で困っている人がいたら、声をかけてみること。

事業所として

- 会議室等を地域に開放し、地域の拠点として機能するよう努めること。

地域として

- 困りごと等について、相談しやすい環境づくりに努めること。
- 地域の交通環境や既存の公共施設等、危険な箇所について把握し、市等への情報提供や地域で可能な改善策に取り組むこと。
- 地域の環境美化活動を活性化すること。

(2) 安心して暮らせる環境の整備

災害発生時に迅速な支援行動がとれるよう、平常時から災害ボランティアセンター運営訓練の実施や関係機関との連携体制の強化を図るとともに、個人や家庭、地域、企業、各種団体等の様々な主体の協力が得られるように体制の整備を推進します。

①災害時における連携体制の強化

取組の方向性

- 災害時に円滑な支援ができるよう関係機関との連携体制を整えます。
- 災害時における近隣市町村社会福祉協議会との連携体制を確保します。

主な取組

- ▶真岡市災害ボランティア支援委員会運営事業

◆私たちにできること

市民として

- 日頃から防災・防犯の視点を持ち地域に目を向け、防災訓練等に参加すること。

事業所として

- 福祉避難所への協力等、事業所の持つ機能や職員の専門知識を活用すること。

地域として

- 様々な災害を想定して、定期的に避難訓練を実施すること。
- 地域住民が安心して使用できるよう、公園等の施設の整備に取り組むこと。
- 地域の見守りや声かけ活動等、地域ぐるみでの活動を強化すること。



(3) 市民一人一人の人権の尊重

市民誰もが、本人の意思及び人格を尊重された中で、安心した生活が送れるよう権利擁護事業を推進します。

①権利擁護事業の推進

取組の方向性	○認知症高齢者等の判断能力が不十分な人等が安心した生活が送れるよう、権利擁護事業の推進を図ります。 ○成年後見制度を的確に利用できるよう支援を行い、利用促進を図ります。
主な取組	▶日常生活自立支援事業 ▶法人後見事業 ▶成年後見サポートセンター事業

◆私たちにできること

市民として

- 相手への思いやりを持って、お互いの人権を尊重すること。
- 認知症をテーマとした講座や成年後見制度の研修に参加する等、人権に関する知識の向上に努めること。

事業所として

- 利用者及び地域住民を対象とした講座を開催する等、制度理解を推進すること。

地域として

- 権利擁護や成年後見制度等が必要な人の情報を関係機関等に提供すること。
- 虐待防止等、地域の見守り活動を強化すること。



基本目標3における数値目標

施策	指標名	基準年次 (令和2年度)	目標年次 (令和8年度)
(1) 住み続けられる住 環境の整備	福祉車両貸出件数	182 件 (令和元年度 236 件)	250 件
	車いす貸出件数	50 件 (令和元年度 91 件)	110 件
	赤い羽根ベンチ配布件数	9 件	15 件
(2) 安心して暮らせる 環境の整備	災害対応訓練実施回数	1 回	1 回
(3) 市民一人一人の人 権の尊重	日常生活自立支援事業新規契約者数	20 人 * ¹	8 人 * ²
	法人後見新規受任件数	3 件	3 件
	成年後見サポートセンター相談件数 (令和3年4月開所)	—	126 件

* 1 : 令和2年度までは、真岡市及び益子町、茂木町、市貝町、芳賀町が事業の対象地域であり、そのうち真岡市の契約者は6人となります。

* 2 : 真岡市のみが対象地域となります。



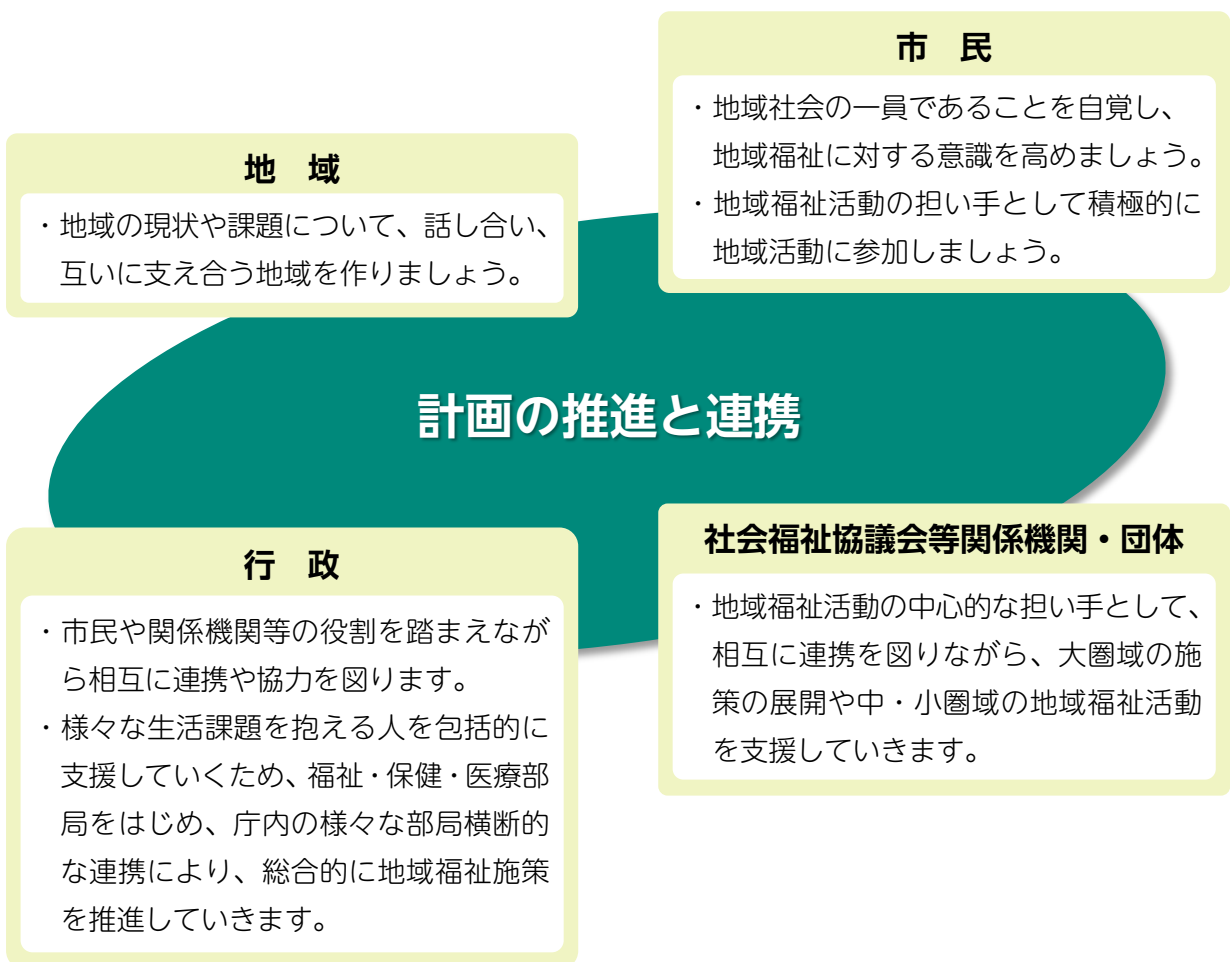
第4部 計画の推進

第1章 計画の推進及び連携体制

地域における生活課題や福祉に対するニーズが増大・多様化する一方で、少子高齢化に代表されるような地域社会の変容や社会福祉費の増大、これから起こりうる新たな社会問題等、福祉行政が抱える課題をどのように地域で解決できるかが重要になっています。

誰もが人としての尊厳を持ち、その人らしい安心のある生活が送れる社会を実現するため、市民や自治会等の地域、社会福祉協議会等の関係機関・団体、行政等がそれぞれ担う役割を明らかにし、相互の連携や協働により本計画を推進します。

【計画の推進と連携体制】



第2章 計画の周知

本計画は、地区社会福祉協議会等の関係機関へ配布するとともに、概要版を全世帯に配布します。また、市及び社会福祉協議会のホームページ等に掲載し、幅広く周知活動を行います。

第3章 計画の点検・評価機関の組織化と進行管理

本計画の効果的な展開を図るため、市や社会福祉協議会だけではなく市民の代表や関係機関の代表で構成する組織を立ち上げ、評価を行います。

市においては、「真岡市地域福祉計画策定委員会」、社会福祉協議会においては「真岡市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、市民の参画による点検・評価を実施します。また、計画の推進に関わる事業について、内部点検・評価を実施します。

計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、各種施策の効果や改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図ります。

【PDCAサイクルのイメージ】



P 計画を策定する

D 市民、自治会、市、社会福祉協議会等が取り組む

C 各種施策の点検・評価を行う

A 必要に応じて計画の見直しを行う



資料編

1 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年の国連サミットで採択された、“誰一人取り残さない”持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標で、経済・社会・環境などに係る17のゴールと169のターゲットから構成されています。令和12年を達成年限とし、令和2年からの10年をSDGs達成に向けた「行動の10年」と位置付けています。

このSDGsの“誰一人取り残さない”という理念は、“地域共生社会”と共通した考え方であるため、本計画では、SDGsの理念や目標を踏まえ、各施策の推進を図り、地域共生社会の実現を目指します。



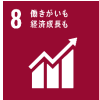
目標	内容
1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
10 人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の格差を是正する
11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさを守ろう	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期）の施策とSDGs

基本目標1 共に助け合い、支え合うまち

施策	SDGs（該当する開発目標）
(1) 支え合いのコミュニティづくり (2) 福祉意識の向上のための取組 (3) 福祉活動を担う人材の育成	    

基本目標2 充実した福祉サービスのあるまち

施策	SDGs（該当する開発目標）
(1) 地域福祉ネットワークの構築 (2) 地域における福祉サービスの充実 (3) 包括的な支援体制の構築 (4) わかりやすい情報提供の充実 (5) 福祉サービスの質的向上	        

基本目標3 安全で安心して暮らし続けられるまち

施策	SDGs（該当する開発目標）
(1) 住み続けられる住環境の整備 (2) 安心して暮らせる環境の整備 (3) 市民一人一人の人権の尊重	     

2 策定の経緯

年月日	会議名等	主な内容
令和2年 11月5日～ 12月4日	市民アンケート調査実施	・18歳以上の市内在住者 3,000 名を対象に実施
令和3年 2月9日	第1回 真岡市地域福祉計画庁内検討委員会	・計画の概要について ・地域福祉計画（第2期）進捗状況・評価について ・アンケート結果について
3月18日	第1回 真岡市地域福祉活動計画策定委員会	・計画の概要について ・地域福祉活動計画（第2期）進捗状況・評価について ・アンケート結果について（グループワーク）
3月24日	第1回 真岡市地域福祉計画策定委員会	・計画の概要について ・地域福祉計画（第2期）評価の報告について ・アンケート調査結果について
5月24日	第2回 真岡市地域福祉計画庁内検討委員会	・計画骨子案及び計画素案（総論部分）について ・市民懇談会について
6月1日～ 6月15日	市民懇談会に代わるアンケート調査実施	・区長、育成会、老人クラブ連合会、福祉団体、民生委員・児童委員を対象に実施
6月25日	第2回 真岡市地域福祉計画策定委員会	・地域福祉計画・地域福祉活動計画(第3期)素案（総論部分）について
7月12日	第1回 真岡市庁内検討委員会専門部会	・計画の概要について ・地域福祉計画・地域福祉活動計画(第3期)素案について ・地域福祉計画における重点取組について
7月13日	第2回 真岡市地域福祉活動計画策定委員会	・地域福祉計画・地域福祉活動計画(第3期)素案（総論部分）について
8月24日	第3回 真岡市地域福祉計画庁内検討委員会	・地域福祉計画（第3期）素案（各論部分）について
10月4日	第3回 真岡市地域福祉計画策定委員会	・地域福祉計画（第3期）素案（各論部分）について
10月18日	第3回 真岡市地域福祉活動計画策定委員会	・地域福祉活動計画（第3期）素案（各論部分）について
12月10日～ 令和4年 1月7日	パブリック・コメントの実施	

3 各種委員会設置要綱等

(1) 真岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、真岡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 保健、医療及び福祉に関係のある者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 市民団体の代表者
- (6) 公募に応じた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条に掲げる報告を終えたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から適用する。

附 則（平成28年告示第67号）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

【真岡市地域福祉計画策定委員会名簿】

	選出区分	氏名	備考	
1	学識経験者 市民団体の代表者	横田 康子	真岡人権擁護委員協議会真岡市部会	R3. 3. 31 まで
		飯島 啓子		R3. 4. 1 から
2	学識経験者 社会福祉関係団体の代表者	直井 義雄	真岡市民生委員児童委員協議会	
3	社会福祉関係団体の代表者	塩野 純子	真岡市女性団体連絡協議会	
4		村上 八郎	真岡市身体障害者福祉会	
5		仁平 春美	真岡市知的障がい者育成会	
6		渡邊 美恵子	真岡市肢体不自由児父母の会	
7		小森 まさへ	真岡市母子寡婦福祉会	
8	保健、医療及び福祉 に関係のある者	中村 満	芳賀郡市医師会真岡支部	
9		尾崎 隆	介護保険施設代表（山坂福祉会）	
10		中澤 徳光	障がい者福祉施設代表 （飛山の里福祉会）	
11	教育に関係のある者	音頭 玲子	真岡市小中学校長会	R3. 3. 31 まで
		大越 武		R3. 4. 1 から
12	市民団体の代表者	石坂 博	真岡市自治会連合会	
13		上野 透	真岡市消防団	
14	社会福祉関係団体の代表者	篠崎 正一	地域福祉活動計画策定委員 （老人クラブ連合会）	
15		佐藤 和夫	地域福祉活動計画策定委員 （ボランティア連絡協議会）	
16	保健、医療及び福祉 に関係のある者	関上 佳代子	地域福祉活動計画策定委員 （児童養護施設代表）	
17	公募に応じた者	山越 恒子	公募	
18		寺内 美智子	公募	
19		潮田 里子	公募	
20		中野 芳博	公募	

(順不同、敬称略)

(2) 真岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の今後の活動の方針となる地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の案を策定するために、真岡市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 活動計画の調査研究に関すること
- (2) 活動計画の案の策定に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか活動計画の案の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから社協の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 保健、医療及び福祉に関係のある者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 市民団体の代表者
- (6) 公募に応じた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の案の策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は会務を統括し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、必要と認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、活動計画の案を策定したときは、会長に報告するものとする。この場合において、会長からの求めに応じ必要な説明を行わなければならない。

(作業委員会)

第8条 策定委員会に、活動計画の策定に関して住民の意見を直接反映させるため、真岡市地域福祉活動計画作業委員会（以下「作業委員会」という。）を置く。

2 作業委員会は、委員24名以内をもって組織する。

3 作業委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

4 作業委員会の会議は、作業委員長が招集し、その議長となる。

5 作業副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 作業委員会は、必要と認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴くことができる。

(アドバイザー)

第9条 策定委員会に、活動計画の策定に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、社会福祉関係の専門的な知識、技術及び見識を有する者のうちから会長が委嘱する。

(策定委員会及び作業委員会の庶務)

第10条 策定委員会及び作業委員会の庶務は、社協で処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか策定委員会及び作業委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から適用する。

【真岡市地域福祉活動計画策定委員会名簿】

	選出区分	氏名	備考	
1	市民団体の代表者	本坊 順一	真岡地区区長会	
2		柴山 博司	山前地区区長会	R3. 6. 30 まで
		大島 基圓		R3. 7. 1 から
3		水沼 利幸	大内地区区長会	R3. 6. 30 まで
		大塚 茂美		R3. 7. 1 から
4		伊澤 秀男	中村地区区長会	R3. 6. 30 まで
		橋本 文雄		R3. 7. 1 から
5		佐藤 博	二宮地区区長会	
6		白瀧 隆夫	真岡東部地区民生委員児童委員協議会	
7		木村 あきよ	真岡西部地区民生委員児童委員協議会	
8		沖杉 榮	山前地区民生委員児童委員協議会	
9	保健、医療及び福祉 に関係のある者	柳田 正男	大内地区民生委員児童委員協議会	
10		直井 義雄	中村地区民生委員児童委員協議会	
11		柳 幸雄	二宮地区民生委員児童委員協議会	
12		沼生 ヤス子	真岡市地域福祉推進員（真岡地区）	
13		中里 絹代	真岡市地域福祉推進員（山前地区）	
14		手塚 定男	真岡市地域福祉推進員 （大内地区）	R3. 6. 30 まで
		松本 久美子		R3. 7. 1 から
15		法師人 健一	真岡市地域福祉推進員（中村地区）	
16		添野 トモ子	真岡市地域福祉推進員（二宮地区）	
17		関上 佳代子	社会福祉法人あかつき寮	
18	学識経験者	佐藤 里美	社会福祉法人福桜会特別養護老人ホーム桜の華	
19		中澤 徳光	社会福祉法人飛山の里福祉会	
20	学識経験者	横田 康子	真岡市子ども・子育て会議	
21	社会福祉関係団体の 代表者	篠崎 正一	真岡市老人クラブ連合会	
22		佐藤 和夫	真岡市ボランティア連絡協議会	
23	教育に関係のある者	柳 路子	栃木県立真岡北陵高等学校	
24	公募に応じた者	藤田 るみ子	公募	

(順不同、敬称略)

(3) 真岡市地域福祉計画庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 真岡市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、基本となるべき事項について検討するため、真岡市地域福祉計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の素案を作成し、これを真岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成22年告示第47号）に規定する真岡市地域福祉計画策定委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は健康福祉部長をもって充て、委員には別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 市が策定する各計画との整合性を専門的に調査研究するため、委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、前項の規定による調査研究の結果を委員会に報告する。

3 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長には社会福祉課長、副部会長には社会福祉課社会福祉係長、部会員には別表第2に掲げる課にあって、計画に特に関係する所属の職員をもって充てる。

5 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

8 専門部会は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第6号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年訓令第 4 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年訓令第 9 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年訓令第 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総務部長、総合政策部長、市民生活部長、産業部長、建設部長、教育次長、総合政策課長、情報政策課長、市民活動推進室長、くらし安全課長、健康増進課長、いきいき高齢課長、こども家庭課長、保育課長、社会福祉課長、商工観光課長、農政課長、建設課長、学校教育課長、生涯学習課長

別表第 2（第 6 条関係）

総合政策課、情報政策課、市民協働推進室、くらし安全課、健康増進課、いきいき高齢課、こども家庭課、保育課、社会福祉課、商工観光課、農政課、建設課、学校教育課、生涯学習課

真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期）

令和4年3月発行

真岡市 健康福祉部 社会福祉課

〒321-4395

栃木県真岡市荒町 5191 番地

TEL：0285-81-6943

ホームページ：

<https://www.city.moka.lg.jp>

真岡市社会福祉協議会

〒321-4305

栃木県真岡市荒町 110 番地 1

真岡市総合福祉保健センター内

TEL：0285-82-8844

ホームページ：

<https://moka-shakyo.jp>



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人に見やすく読みまちがえにくくデザインの文字を採用しています。

NO.1 ICHIGO CITY



MOKA

ナンバーワンでオンリーワン